

第9日目（6月13日）

○議 長（黒滝松男君） おはようございます。傍聴の皆様、早朝から大変ご苦労さまでございます。よろしくお願いいたします。

延会前に引き続き本会議を再開いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は26名でございます。これから本日の会議を開きます。

なお、病院事業管理者から公務のため欠席の届けが出ておりますので、報告をいたします。あわせて新潟日报社から写真撮影、録音の願いが出ておりますので、これを許します。

〔午前9時30分〕

○議 長 本日の日程は一般質問とし、一般質問を続行いたします。

笛木晶君より資料配付の願いが出ております。これを許可し、配付のとおりいたします。

質問順位8番、議席番号11番・笛木晶君。

○笛木 晶君 おはようございます。傍聴者の皆さん、大変ご苦労さまです。早朝よりご苦労さまです。

一般社団法人南魚沼市まちづくり推進機構について

では、私のほうから一般質問をさせていただきます。一般社団法人南魚沼市まちづくり推進機構についてという大項目です。一般社団法人を略させてもらいまして、まちづくり推進機構と呼ばせてもらいます。私のちょっと勉強不足もありまして、まちづくり推進機構の定款にも額が出ていないようでしたので、市がどのくらい基金を拠出したのか。また、全体の基金拠出額は幾らなのかをお伺いするものであります。

（2）番として、浦佐地区コア事業に関する事業推進及び検討体制（案）について、お尋ねいたします。以上、壇上からの質問は終わります。

○議 長 笛木晶君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 皆さん、おはようございます。傍聴者の皆様、大変ありがとうございます。それでは笛木議員の質問に答えてまいります。

一般社団法人南魚沼市まちづくり推進機構について

1つ目のご質問、この推進機構で基金の拠出を幾らしたのかということであります。ことしの4月17日に、「一般社団法人南魚沼市まちづくり推進機構」が設立をされました。同日付で地域づくりを進める「地域再生推進法人」として指定をしたところであります。ご質問の基金を拠出する賛同者をもって正会員——これは社員といいます、その正会員とするという考えのもと、参画の依頼をまずは行い、賛同いただきました民間企業7社から拠出をいただきました。合計額は240万円ではありますが、内訳を申し上げますと、南魚沼市が100万円、ほかの7社からは20万円ずつの140万円ということであります。

この出捐金の金額につきましては、一般社団法人で収益事業を行う場合の基金最低額300万円をまずは想定していた。民間企業1社当たり20万円で200万円程度を確保し、残りの

100万円を市が拠出すると、設立準備会——これはご存じだと思いますが、南魚沼版C C R C推進協議会の法人設立準備部会であります——で決定したものであります。この法人は剰余金、まあ、利益金ですね、の分配をしないため、基金の確保は必要ありませんでしたが、設立当初及び毎事業年度初期の運転資金として必要だというふうに判断をしたものであります。

また、参考的に申し上げますが、基金制度は剰余金の分配を目的としないという一般社団法人の基本的性格これを維持しつつ、その活動の原資となる資金を調達し、その財産的基礎の維持を図るための制度というふうに位置づけられています。一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の中では、基金制度の採用は義務づけられていないと。基金制度を採用するかどうかは、一般社団法人の定款自治によること、ということであります。基金として集めた金銭等の使い道については法令上の制限はなく、一般社団法人の活動の原資として自由に活用することができる。このようなところから、今回進めさせていただいているということなので、ご理解を賜りたいというふうに思っております。

2つ目の質問、浦佐地区のコア事業に関することであります。5月24日に開催をいたしました、平成29年度の南魚沼版C C R C第1回推進協議会ここにおいて公表させていただいた、市と連携実施事業協議パートナーが検討を進めるためのベースとなり、移住希望者との情報交換にも使用させていただく、事業化ステージ基本計画、その1という名称ですが、この中で示させていただいたものが最新の事業推進体制であるということであります。

浦佐地区コア事業は、大きくこの中ではサービス事業と施設整備事業の2つに分けています。サービス事業と施設整備事業の2つであります。サービス事業は地域向けサービスの事業、そして移住者向けサービスの事業。もう一つの施設整備事業は共用施設整備と住宅居住施設整備に分けられるとしています。

各事業は、実際には明確に分離できない部分とか重なる部分というのがどうしても生じてまいります。この辺が恐らくなかなかこの事業がわかりにくいと言われる皆さんのそういうところにもまた符合するのかなという思いがしています。事業者の事業範囲とかその事業性を検討させていただいて、事業体系、市と事業者が担うリスクの分担の課題、これらをはっきりさせるために、またその抽出ですね。はっきりさせるために現時点での体制図として整理をした内容だというふうにご理解いただきたいと思っております。

今後ですが、より実現性の高い事業計画とするために、南魚沼市、地域再生推進法人、民間事業者、この3者の役割として示した検討体制の案に基づいて具体的な協議を進めていくということであります。

言われている、このまちづくり推進機構ですが、特に浦佐地域コア事業、今言っているコア事業のサービスの事業とその周辺の——周辺といいますか、これは市全体にかかりますが、この広域事業の担い手として非常に期待をしているところでもあります。移住定住促進事業、産業振興、また雇用創出の事業、地域や教育機関との連携したこういう事業など、幅広い分野でこの法人が南魚沼市と連携をして活動することになります。また、5月24日でしたが、

設立のお披露目の会をキックオフセミナーという形で、新潟県の寺田副知事、または全国各地さまざまな地域づくりで活躍されている皆さん、里山十帖の方もいらっしゃいましたけれども、こういった皆さんからお集まりをいただきましてシンポジウムを開催させていただき、また、その後の懇親等には予想をはるかに超える皆さんからお集まりをいただきまして、大変盛大に開催することができました。

地域と一緒にまちづくりを進めるといふ熱意を非常に感じたところでありまして、なかなかこれまで形が見えなかったというご指摘は大変多くいただいたわけではありますが、これらのことをなかなかまだまだ見えない部分もあるかもしれませんが、よりその辺が明確化され理解が進むことを、私は期待しておりますし、またそういうふうにさせていただいて、この事業を推進させていただきたい。今、市にとってはこの事業なくして将来をなかなか考えることができないという事業に、私はなっけてきていると思っておりますので、どうかよろしくご理解をいただきたいと思っております。

○議 長 11 番・笛木晶君。

○笛木 晶君 一般社団法人南魚沼市まちづくり推進機構について

再質問をさせていただきます。拠出金 300 万円というのはわかりましたが、これがなくなった場合、役員……（「240 万円」と叫ぶ者あり）はい、240 万円、済みません。240 万円ですけれども、なくなった場合ではなくて、広くまた今後、一般市民に 1 万円とか 5,000 円とか、正会員としての呼びかけ、広く一般から基金を集めるというようなことはする考えがあるかないかをお伺いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 一般社団法人南魚沼市まちづくり推進機構について

この件につきましては、担当の部長がおりますので、そちらから答えさせますのでよろしく願います。

○議 長 地方創生特命部長。

○地方創生特命部長 一般社団法人南魚沼市まちづくり推進機構について

お尋ねの基金の追加の部分でございますけれども、この点につきましては、今回、民間の方 7 社から 20 万円ずつということで今ほど説明申し上げたとおりですけれども、既に追加で入ってくる会社も想定されておりますので、その辺は進めていくようになります。ただ、一般の市民の皆様から募金のような形で集めるということは今のところは想定はしていません。

ただ、これは一般社団法人という民間の会社になりますので、そちらの経営方針の中でそういう方針も出てくるかもしれませんけれども、今のところ打ち合わせをしている中では、追加で社員として入っていただく方の予定等は計画されていますが、そのほかはないという状況でございますので、報告いたします。

○議 長 11 番・笛木晶君。

○笛木 晶君 一般社団法人南魚沼市まちづくり推進機構について

わかりました。では、それから理事3人、理事長、事務員、事務所も設けて、当然経費がかかるわけですね。これが尽きた場合、また市が出資を何百万円とか——何千万円になるのか、何百万円になるのか、何十万円になるのかわかりませんが、そういう追加の基金を拠出するという事はあり得るのでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 一般社団法人南魚沼市まちづくり推進機構について

想定していないと思いますが、これにつきましても担当の部長から答えさせます。

○議 長 地方創生特命部長。

○地方創生特命部長 一般社団法人南魚沼市まちづくり推進機構について

追加の基金の出資といいますか、出捐金を出すというような形は、今のところ想定してございません。と申しますのは、5年以内ぐらいにはこの会社を株式会社まで上げるというようなことで、市のほうが業務委託をする事業がほとんどになります。今年度も2,300万円程度はそちらのほうに業務委託になると思いますが、それと出捐金を使いまして運転をしていっていただくわけです。少なくとも240万円を取り崩していくというような経営にはならないと思っておりますし、逆にそれ以外の、市からの業務委託以外の事業も予定をされておりますので、その中で何かしらの収益も上げて、分配するほどではないということの原則になりますけれども、進んでいくということでございます。今のところ追加というのは想定してございません。

○議 長 11番・笛木晶君。

○笛木 晶君 一般社団法人南魚沼市まちづくり推進機構について

念を押させてもらいますけれども、今後5年間ぐらいは市が一般会計から持ち出す、基金を拠出するという事は、今のところ想定していないということで理解してよろしいでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 一般社団法人南魚沼市まちづくり推進機構について

答弁申し上げたとおりでありまして、想定しておりません。また、その辺の事業展開を考えた上で、やはり今、理事の皆さんとかは参加してきているということでもありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議 長 11番・笛木晶君。

○笛木 晶君 一般社団法人南魚沼市まちづくり推進機構について

地域再生法人の立ち上げについては、国の指導というものはあったかどうかお伺いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 一般社団法人南魚沼市まちづくり推進機構について

当然入っていると思います。このことにつきましてもちょっと詳しく説明をさせますのでよろしく申し上げます。

○議 長 地方創生特命部長。

○地方創生特命部長 一般社団法人南魚沼市まちづくり推進機構について

この点につきましては、地域再生法の中でこの法人の設立を法定で定められているものではありません。ただ、私どもがC C R C構想を進める中で、生涯活躍のまちということの実施計画をこれからつくってまいります。これを進める上では、法律の中でも協議会をつくったり、その中に再生の推進法人が入っていなければだめだとかそういう条項がございまして、そちらから引っ張られて設立が必要になってきているというような状況でございます。

ただ、設立と法人を指定するのはまた別の段階ですが、市内のほかの民間の会社、団体等でそれにふさわしい機能を持ったところがあれば、それはそこで市のほうで指定していればいいということでございます。特に国からの指導というのがあったわけではなくて、地域再生法の中のものによって、市のほうがC C R C構想を進める上で必要に迫られて今のような流れになってきているということでございます。

○議 長 11番・笛木晶君。

○笛木 晶君 一般社団法人南魚沼市まちづくり推進機構について

今回お配りさせていただきましたこの資料ですけれども、資料とたまたまこれは平成29年3月の南魚沼版C C R C生涯活躍のまち構想事業化ステージ基本計画というのをもらったのですが、その3ページにこれが出ているので、4ページに3、浦佐地区コア事業に関する事業推進及び検討体制という案があります。それと今回の資料と若干ここに出てくるものと違うような気がするのですけれども、その辺をちょっと説明してもらえればありがたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 一般社団法人南魚沼市まちづくり推進機構について

このことにつきましても特命部長のほうに答えさせます。よろしく申し上げます。

○議 長 地方創生特命部長。

○地方創生特命部長 一般社団法人南魚沼市まちづくり推進機構について

議員のおっしゃるとおりの資料でございます。ただ、一部違うという部分につきましては、3月に提出しました資料を説明しやすいように若干加筆しているというところなんです。中身を変えているということではなくて、きょう笛木議員のほうでお配りいただいた資料、水色の点線の枠囲み、それからピンクの点線の枠囲み、市や推進法人が実施する部分、担う部分、それと民間事業者が担う部分を明示したりしているところでございます。浦佐地区コア事業のイメージということで事業の説明がございまして、この辺もそのときの資料そのままのはずでございます。以上です。

○議 長 11番・笛木晶君。

○笛木 晶君 一般社団法人南魚沼市まちづくり推進機構について

4ページの浦佐コア事業に関するという、こののにちょっと1点だけお聞きしたいのですが、左側に南魚沼市から下に地域再生法人、今の一般社団法人南魚沼市まちづくり推

進機構というのがあります。その右側のほうに出資企業等とありまして、その下に南魚沼生涯活躍のまち運営会社。まあ案ですので、この関係というのは、まちづくり推進機構がすぐ右側に南魚沼生涯活躍のまち運営会社となるのではないかという懸念もあるのですけれども、あくまでも推進機構はその手助けなのか。事業主体で管理運営をするようなことにはならないのか、その辺をお伺いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 一般社団法人南魚沼市まちづくり推進機構について

今の質問につきましても、特命部長のほうに答えさせますのでよろしくお願いします。

○議 長 地方創生特命部長。

○地方創生特命部長 一般社団法人南魚沼市まちづくり推進機構について

本日お配りいただきました資料にあるとおりで、地域再生推進法とコミュニティの運営会社というのは別の会社になります。想定はされていますので。ただ、コミュニティの運営会社は設置につきましては、これから民間の事業者様が検討する部分でございますので、できるかどうかはわからないということです。ただ、施設を整備された際にはそういった会社ができるのだらうということです。ご質問の地域再生推進法人であるまちづくり推進機構のほうがそこを兼ねるのかという部分は、そういうことは今のところはないということです。

○議 長 11番・笛木晶君。

○笛木 晶君 一般社団法人南魚沼市まちづくり推進機構について

では、もう1点。こちらの案のほうにつきましては、共用施設整備事業というのが南魚沼市まちづくり推進機構によって、設計、建設、管理、運営のように一応はなっているのですけれども、今回配ったものについては共用と、民間事業者がやるのだというようにくりに、この図からいくとなっているのですけれども、これは違ったら違ったら、私の考えが違うのか。その辺ちょっと教えてもらえれば理解されると思いますので、お願いします。

○議 長 市長。

○市 長 一般社団法人南魚沼市まちづくり推進機構について

ただいまのご質問につきましても特命部長のほうに答弁させます。

○議 長 地方創生特命部長。

○地方創生特命部長 一般社団法人南魚沼市まちづくり推進機構について

質問の部分ですけれども、地域再生推進法と南魚沼市というのがいろいろな連携をしながら進める部分が、きょうお配りいただいた図のほうでも水色の点線枠囲みの部分でございます。したがって、共用施設の部分につきましても、市または地域再生推進法人ということになりますが、今までご説明申し上げているとおりで、共用施設の施設を設計したり建設したりという部分は、これはまちづくり推進機構のほうでは想定されていないところでございます。ソフト事業の部分を担当していただくというようなことで、今は打ち合わせを進めているというようなことでございます。

それから、民間施設のほうの住宅の上のところに共用施設がございますけれども、共用施設につきましては、まだ民間事業者との役割分担等も詰まりきっていない部分がございます。基本的には市民の皆さんも使う施設になることが想定されますので、市のほうがかなりイニシアチブをとりながら進めていくというふうなことはご説明申し上げているところですが、この施設は収益を生む施設でもありますので、民間の事業者さんのほうで建設して運営していきますというようなお話が出るようであれば、それはそちらのほうで形、それを市民の皆さんと一緒に使っていただく仕組みづくりを、市と法人のほうで進めていくというような形になります。

○議 長 質問順位 9 番、議席番号 24 番・関常幸君。

○関 常幸君 傍聴者の皆さん、大変ご苦労さまです。

公共交通「市民バス」について

それでは、先に通告いたしました市民バスについて、市長に伺いたいと思います。これから人口は減少していきませんが、モータリゼーションはより進展していくと思います。公共交通である電車や新幹線、路線バス、また、飛行機なくして今日の経済活動や生活はあり得ませんし、考えられないわけであります。これからますます高齢社会が進む中で、車を運転できない高齢者や市民、そして高齢になり免許証を返納し、運転しない高齢者も多くなると思っています。

昨日の 6 番議員の質問にも、市長は、市民バスは高齢者の買い物や通院の足であり、平成 27 年度からバスの路線やダイヤの再編を行い、民間が運転、運行しており、毎年 P D C A サイクルを実行し、市民が利用しやすいようにしている、と答弁をされております。確かに市民の代表やタクシー等の公共交通事業者、警察、道路管理者、県や国、学識経験者等で南魚沼市地域公共交通協議会を組織しております。その組織は市長が会長であり、市民がより利用しやすいようにと、各種の調査やアンケート調査を行っており、平成 28 年度は 5 回の会議も開催をしております。現在とはいうと、13 路線、大和 6、六日町 3、塩沢 4、62 便が運行しております。再編前は 12 路線で 38 便でありましたので、市民の要望を聞いて路線を増やし、便数も 1.6 倍増やし、利用しやすいようにしてまいったわけであります。

しかし、利用者数とはいうところを見ますと、再編前、大和は平成 24 年度の調査の数字ですし、塩沢、六日町は平成 25 年度の数字であります。再編前ですが、月平均 5,331 人、平成 28 年度は 3,400 人、約 2,000 人減っているわけです。日平均だと、再編前は 265 人、平成 28 年度は 168 人、1 便当たりいたしますと、乗っている人は、再編前が 7 人で、昨年度、平成 28 年度は 2.9 人と市民の利用は減ってきております。平成 28 年度の利用者数を見ますと、有料にしたわけでありますが、私は有料にしたことが悪いというふうに思っていないわけでありますが、有料にしたわけでありますので、上期で 3 地区とも当然前年度を下回っておりますし、下期では大和、塩沢地区は横ばいで六日町地区は利用者が減っているというふうな状況であります。

誰もがこのような利用者数でいいとは思っていないと思いますが、税金等も投入している

わけでありますので、もし、このような利用状況であった場合、市民バスの廃止ということになってはいけないと思うわけであります。予算ベースで見ても、平成 28 年度予算で 9,462 万円、市民が 1 回乗車するたびに利用者には 2,320 円補助をしていることになっているわけであります。

そういうことを考えたときに、市民バスを高齢者の足のために継続していくためには、利用者が増加するという抜本的な対応が私は必要と思うわけでありますが、市長の考えを伺いたいと思います。壇上からの質問は以上であります。

○議 長 関常幸君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、関議員のご質問に答弁申し上げたいと思います。

公共交通「市民バス」について

公共交通市民バスについてです。なかなか難しい問題だと思っております。市民バスは交通手段を持たない方の日常の買い物や通院の足として、公共交通空白地帯の解消を目的に運行しています。先ほどおっしゃったとおりです。民間のバス会社の路線がある中で、空白の地帯そういったところをやろうということがこの趣旨であります。平成 27 年 4 月に再編をして同年 9 月までは無料で運行しており、おっしゃったとおりです。10 月から有料化を行いました。今、一律 200 円。ただ、子供さん、それから障がい者の皆さん、また、乗り継ぎの割引等もありますが、一律 200 円ということであります。

平成 28 年 4 月から 9 月までの市民バス乗車人員の合計は、1 万 9,973 人、前年度比では 77% でありました。10 月から 3 月までの乗車人員は 2 万 823 人、前年比で 99% であります。これらの中から、4 月から 9 月までは比較対象であります平成 27 年度が無料であったために有料化によってバスの利用を控えたり、ほかの移動手段をとって乗車人員が減ったものと我々も考えているところであります。その点は議員ご指摘のとおりであります。一方、有料化した 10 月以降の比較では、前年とほぼ同数の利用人員となっているということでもあります。

市民バスを維持していく上で、利用人員の増加は、当然重要であります。きのう 6 番議員にもお答えしたとおりですが、利用促進のため各コースで、PDCA サイクルによる検証を常に行いながら、利用しやすい市民バスを目指して現在も運行しています。今後も市民の皆さんからのニーズ——どういう要望があるのだろうかということ把握しながら、先ほどおっしゃった南魚沼市の地域公共交通協議会——私が会長になっておりますが——この会に諮りながら、運行ダイヤの調整やバス停の変更など改善を行っていく必要があるというふうに考えます。市と交通事業者が協力して、今、バスの乗り方教室——お年寄りの皆さんを中心にして乗り方の教室、こういったものを実施するなど、利用の啓発にも努めていることもご理解をいただきたいと思っております。

公共交通は、自治体が住民生活の維持のために用意をしなければならない社会資本の 1 つであるという認識の中でこれを進めておりますが、高齢化が今、進行している現在におきま

しては、高齢者が免許を返納した後の日常の足として、公共交通機関の果たす役割は極めて重要になってくるという認識です。現在の市民バスは平成 27 年度の再編から 2 か年が経過して、2 年たちました。中期的な視点から検証を行い、さらなる見直しが必要と我々も考えています。改善を重ねて市民にとって利用しやすいバス運行を目指していくということであり
ます。

ただ、なかなか難しいところが私はあると思います。今、この過渡期にあるのだろうというふうに私は思いがしています。というのは、2025 年、団塊の世代の皆様が全て 75 歳以上になる年と言われていています。これに向けて今、地域包括ケアの問題があったりさまざまあるわけです。かつて日本が経験したことのない、そういう超高齢化の時代を迎えます。今までその高齢者に当たる皆さんは、全てほとんどの方が車を運転しているということでもあります。この中で高齢者といえども恐らく自主返納する。返納しなくても免許を更新しない。そういった方々の今ちょうど過渡期にあるのだろうと私は思います。これはシステムを変えようが、幾ら考えても私はなかなか難しい問題があると思います。ただ、この市民バスだけでいいのかという問題は、将来的には必ず問題化されると思います。

ことしからでしょうか、認知症のチェックが免許更新に義務づけられたと思います。これらが進んでいくと余計に、今まで以上に更新が、多分——全国的に今いろいろな交通事故の問題もあります。これらの中でハードルが段々高められていくだろうし、その中では更新をしない、または自主返納する、そういう人が増えてくると思う。そのときにこういう体制ができ上がっていないとするならば、まさしく高齢者の皆さんの通院や買い物の足、こういうものが途絶えてしまうということになりますので、大変、今お金もかかっている厳しいことは十分わかっていますが、これを絶やすことなく続けていく努力、これをしていかなければならないというふうに思っているわけであり
ます。

それからきのうの段階で、6 番議員の質問のやり取りの中で話をさせていただきましたが、今後よりフレキシブルといいますか、より対応が素早くできるような地域ごとのそういう——まだはっきりしたことは言えませんが、地域ごとでそれを補完するようなシステムとか、そういうことがこれから地域のそれぞれ高齢化も進んでまいりますので、助け合いというような支え合いというような中でこういったものを同時に考えていかなければならない。そういうことを想定しながらやはり考えていくことだなと思います。市民バスの今の現状につきましては、そういうことでございますのでよろしくお願ひしたいと思ひ
ます。

○議 長 24 番・関常幸君。

○関 常幸君 公共交通「市民バス」について

市民バスについては、実はこちらのおやじが今 91 歳なのですが、「おやじ、90 歳になったからもう運転やめれ」と。1 年ぐらいうちの中で大きな事件でありまして、ようやく免許証を返納いたしました。週 2 回ぐらいグラウンドゴルフ行っているわけですので、ものすごく元気なんです。そのおやじがバスに乗って、「全然これはおまえ乗りづらい」と言うことが再三
ありました。

そんなことで実は私ども会派で、3月23日の日に市民バスを運行しております魚津市にやってきたのです。魚津市は友好都市でありまして、一番視察が来るのがこの市民バスなんですよ、ということの前から聞いておりましたので、行ってきました。ぜひ、私はこの魚津市に学んでもらいたいと思うのです。魚津市は人口4万3,000人でありまして、ここは担当が商工観光課、交通政策課、うちは都市計画がしておりますので、ここらあたりもちょっと視点、対応の仕方が違ってきているのだろうなど。

そして、富山県は道路整備は全国1位なんです。マイカー所有率は福井県で、富山県は2位なんです。そういう魚津市で公共交通の市民バスの利用率が高いのです。そして、平成25年には、公共交通優良団体で国交省大臣表彰を受けている魚津市なんです。

結論から言うと、7ルートあるのです。7ルート全てが地元で運営しているのですよ。地域でNPOを立ち上げて運営しているわけでありまして。だから、時間も停留所もどこにとめるかも全部そうですので、自分たちのバスだから乗りましょうというふうなことで、今、利用率が高いのです。

確かに、魚津市は私どもが研修に行きまして、すぐこうなったわけではありませんが、平成12年度から取り組みは始まっているようでありまして。ちょっと紹介いたしますが、民間バスが魚津市ももれなく11路線走っていたわけでありまして、赤字で9路線が休廃止になったそうです。そういう危機感から高齢者が大変だということで、平成12年に検討に入って、庁舎に検討、市民会議ができて、平成14年度からいろいろな試行錯誤をしながらきて、実質的には平成19年度から市民バスが今のような形で運行されてきております。

今ではNPOにしては非常に利用率が高いです。経費のうちの収入も、3分の1は収入を取りなさいよということですので、地域ごとによってそれぞれ取り組みが違います。全戸に配布券をお願いしたりとか基金を拠出したり、NPOごとに違ってきているのです。私は今、市長が地域ごとですることがあるのだろうなど。やはり地元が主体になってやらないと、前段に利用率を言いましたけれども、本当にそういうふうに感じてきましたので、ぜひそのところは考えていただいたほうがいいと思います。今、魚津市の話をしていただきましたが、そのことについての考えというか、所感をお願いしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 公共交通「市民バス」について

富山県魚津市さん、私どもの市と友好市であります。魚津市長さんともこれまで3回ほどでしょうか、いろいろな会でお会いして、ちょっとこの話も聞いてみたりもしました。向こうからやっぱりいろいろな資料を送っていただいて、市民バスのことではちょっと今回急だったものですから、私の勉強が不足していますが、ただ、魚津市の町並みとかルートマップとかそういうのを見まして、言いわけから入るようで申しわけないのですが、なかなか一概にちょっと言えない点もあると思うのですね。やはり我々の場合の路線の延長の問題。そして、路線延長のかなりそう難しい延長ではなくて、うちはちょっと長いのだと思うのですね。

そして、その中でさらに言うと、魚津市さんも民間のバスの路線がちょっと減ったとい

う話がありましたが、我々のところは今それが生きているという中で、なかなか一概にちょっと言えない面があるのかなという思いがしています。

ただ、先ほどの答弁の中で地域ごとの話、これは将来必ずそういうふうにくだろうなという自分の思いを述べています。まだ今、そういう南魚沼市の地域公共交通協議会等で、私とその発言をするということはまだ全然ないのですけれども、思いとしては恐らくそういうふうにくだろうという気持ちです。その中では魚津市さんの例というのが、非常にやはり勉強になるというふうに議員は感じられて、ほかの皆さんとも一緒に行かれたのだと思いますので、またその辺をつぶさに私にもまた資料提供をいただいたり、これからやはり将来に向かって考えていかなければならないと思います。急加速的に今は高齢化も進んでおりますし、また、先ほど私が申し上げた、自主返納やさらに更新のハードルが高くなってくるという中では、明らかにこの足の問題というのが待たなしで始まっていくというふうに認識しています。いろいろな形で勉強をさせていただく中で、早急にまた知恵を絞り合って進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議 長 24番・関常幸君。

○関 常幸君 公共交通「市民バス」について

今の私どもの市民バスをいろいろ決定したのは、今、市長が会長の地域公共交通協議会なのです。このメンバーは20人おられるわけでありませうけれども、本当に国、県、市、道路管理者、市民の代表、全てが入っておりますので、ここはここで大事にしなければいけないと思うのですが、前段に言いましたように、市民の声が入っていないのですね。それで私が調べましたら、本当に市のほうはもうすごく調査しているのですよ。老人会の皆さんにもアンケート調査をしているのです。

例えば塩沢、六日町、大和の電車の乗降客はどうだ、通常の民間バスがどこについてどうだ、六日町の皆さんが一番買い物に行くのはどの時間帯でどうだとか、通園はどういうふうな形で行くかとか、本当にびっくりするほどきめ細かな数字は出ているのです。そうだけれども、利用が上がらないというのは、これはやはり根本的に利用する市民の声が入っていないということなのですね。

そういうのを魚津市も平成12年からして平成14、平成15、平成16ともものすごく市民を入れてやっているのですよ。うちの公共交通の場合は代表が入っているけれども、市民の声は意向調査とかアンケートでしか反映されていない。結果が利用として出てきているわけありますので、やはり私は例えばルートが塩沢、大和もいろいろありますけれども、そのルートについては市民の皆さんに決めさせてもいいのではないかと。もうこれは急ではなくて3年、4年検討して、自分たちで決めれば自分たちでやはり利用すると思うのですよ。だから、この協議会は協議会で大事だけれども、そういう市民の声を聞くような会議を私は設置すべきだと思っておりますが、そのことについてひとつお願ひしたいと思ひます。

○議 長 市長。

○市 長 公共交通「市民バス」について

先ほど最初の答弁で申し上げた部分、繰り返しのところから先に話をさせていただきます。地域的な視点から検証を行い、これは歩みをとめることなく検証を行いながら、さらなる見直しが必要と考えていると申し上げたとおりでありまして、今その中に市民参画、協働の形でこれらを考えたらどうだというご提案なので、その点は非常に深く受けとめさせていただきます。あしたあさってにこれをすぐ設置するということではありませんので、ただ、気持ちは受けさせていただきました。そういう方向で間違いがないと私は思っていますが、これらどういうシステムをつかってやっていくかについては、ちょっとここで1回私のほうに預けていただきたいと思います。

○議 長 24番・関常幸君。

○関 常幸君 公共交通「市民バス」について

最後に紹介して終わりにいたしますが、私もこれから高齢が増える中で、買い物難民とか買い物弱者とか絶対そのためには市民バスはなくしてはいけません。このままではやはり問題が起きるということからしているわけでありますので、お願いしたいと思います。また今、子ども民間のバス路線にも、市では路線バスにも平成29年度予算では5,100万円補助をしているのです。それだけやはり路線バスにも補助をしている、市民バスにも補助をしている。本当にうちの市は高齢者、郊外のところの足確保をしているのですよ。ですので、ぜひ利用されるには、ということで提案ですのでお願いしたいと思います。

それで、私が1人当たりの経費が南魚沼市は2,300円ぐらいかかりますよと言っていたが、魚津市もこの資料を見ますと、平成14年は1,788円です。平成15年が1,452円、下がりました平成19年度市民バスは1人当たり282円なんです。ということは、非常に市民を挙げて、子どものバスだというふうな意識になってきているわけでありますので、そここのところもぜひ、市長は今検討していくというような形でありますので、お願いをして質問を終わりたいと思います。

○議 長 答弁はよろしいですか……（「答弁を」と叫ぶ者あり）

市長。

○市 長 公共交通「市民バス」について

済みません、まさに我々も結果がどうであるか。PDCAサイクルで言っているとおりなんです。だから、基本的には1人当たり幾らかかっている、今、大変利用率がなかなか伸びない中で高い。それが魚津市さんはどんどん下げてきた。そういう目標の数字できちんと示すことが大事だなというふうに思っています。それにはいろいろな努力がやはり必要だということでありますので、一生懸命やらせてもらいたいと思います。

○議 長 質問順位10番、議席番号15番・小澤実君。

○小澤 実君 改めましておはようございます。通告に従いまして一般質問を行います。

1 市道の補修と除雪路線の見直しについて

まず、第1点目でありまして、市道の補修と除雪路線の見直しについてであります。市道については、至るところで老朽化が進み、舗装面が傷み、亀の甲羅状態になっているところ

が多々見受けられます。そうした中、市では第2次南魚沼市総合計画の中で、都市基盤の章におきまして道路施設の計画的な修繕と位置づけられています。本年も大規模舗装補修が交付金事業で6路線で計画されています。しかし、現状の予算では、車両の大型化、そしてまた冬期間の路面凍結などによる損傷のほうが大きいのが現状であります。補修修繕が追いつかないという流れになっております。そこで、除雪費の見直しで経費を捻出できないか、伺いたいと思います。

平成28年度は市道の機械除雪が295.8キロメートル、それから、消雪パイプの路線が267キロメートルと合計で526.8キロメートルであります。このキロ数は市道の総延長の56%に当たっております。また、そのほかに歩道の除雪が54キロメートルほどありまして、今それに携わる業者さんは4企業体で市内42社に上ります。全体では機械119台を稼働しております。ちょっと5年前と比較してみたいと思って資料をいただきました。平成23年度では機械除雪のキロ数は297キロ、消パイで260キロ、合計で557キロ、歩道は50キロというような状況でありました。

私はもう少し市民要望を受けて距離数が延びているのかなというふうに思いましたけれども、合併当時からしますと、実際に増えているのは消パイの路線が若干延びていることと、それから歩道の除雪はやはり格段に増えているというのが現状であります。歩道除雪につきましては、南魚沼市雪道計画ということで、それに伴い子供たちの通学路線、それから町並みの除雪というようなことを含めて、それらがなされているというふうに思っております。

いずれにしろ、どの除雪路線につきましても今までは、生活それから防災面からも鑑みて、各地域やそれから区長さん方が要望に上げて認定してきたこともわかりますけれども、近年、合併以来はもう5,000人からの人口減少、それからいろいろな税収等々も減っている中で、何かを減らしてそれに振り当てることが必要になってきているのではないかなというふうに思っております。

その中で除雪路線の中の除雪の区分が3種類あるわけですが、それらの見直しとそれから春割り除雪というか雪戻しといいますか、それらの見直しにより経費を浮かせた中で道路の補修ができないか、市長の所見をお伺いします。以上、壇上からの質問といたします。

○議 長 小澤実君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、小澤議員のご質問に答弁させていただきます。

1 市道の補修と除雪路線の見直しについて

市道の補修と除雪路線の見直し、大変時宜にかなった質問していただいているなというふうに私は思っております。まず、市道の舗装補修につきましては、大規模な全面打ちかえを社会資本整備総合交付金——よく聞く名前です、の事業で行いまして、小規模の打ちかえ及びパッチング——いわゆる舗装材の張りつけパッチングですね。継ぎはぎみたいに見えるかもしれませんが、パッチングは市単独事業で行っています。ご指摘のように舗装の老朽化によるひび割れ、亀甲状——亀の甲羅のようなひび割れた状態です、の傷みは市内で非常に多

く散見されたり見受けることができます。地域からも多数の要望がこれは上がってきております。

大規模な打ちかえは工事費が高額になることから、交付金事業に頼らざるを得ないという状況であります。補修を要望する路線が非常に多く、交付金の配分には年度により非常にばらつきがある。しかも、我々が思っているほど十分とは到底言えないために、補修が計画どおりに進められず要望になかなか追いつけない。これが今の、現状であります。交付金事業で対応できない路線につきましては、部分的な補修等で対応しており、道路交通に支障がないようにまずは努めているという状況であります。事故の恐れがあるなど、緊急を要する場合にはその都度、応急の補修等をしている。これがまた現実でございます。

機械除雪の話に及んでいただきました。これにつきましては、国の交付金事業によりまして補助があるものの、交付金の対象となる路線に限られているということでもあります。その割合は除雪費全体の 20%程度、市の財政に大きな負担となっているということがあります。そのため効率的かつ経済的な除雪計画を策定するため、路線の縮減に向けた見直しを始めたところでもあります。議員がおっしゃっていただいたとおり、これからはそういうことに立ち向かっていかなければならないという現実があることをご指摘もいただき、また我々もそう考えているということでもあります。

除雪計画のもととなっています、除雪基準をまず見直す。全ての除雪路線を検証、検討したいと考えています。庁内の、役所内の検討会議で基本方針案をまずは策定させていただいて、市民の皆様、そして有識者の皆さんからなる検討委員会を設置して、諮問を行いたいと思っております。この見直しによる除雪費の削減額は今現在で想定することはまだできませんけれども、仮に大きな削減ができたとしても、交付金事業にはそれぞれ事業種別ごとの区分があるために、除雪費用を対象とする交付金枠を舗装補修に全て充当できるわけではないということでもあります。

しかし、削減可能となりました除雪費については、市が実施するさまざまな事業全体の中で調整を図り、舗装補修が計画的に進められるように検討していきたい、そういう現在方針であります。この舗装補修に限らず道路改良や消雪施設の新設、更新についてもこれは本当に多くの要望をいただいています。私も市長になってから本当にこれが多いということを当然認識しています。事業予算の確保を図り、それぞれ調整し事業を実施することにより、多くの要望に応えられるように努めていきたい。

ただ、ぜひ皆さんからも深くご理解をいただきたいのは、現状は大変厳しい状況でありますので、要望があることは十分認識していますが、要望があった場合にはどこかをやはり――今まで無駄なところがないと、それはあるとは言えませんが、その中でも優先度合いを考えていただくと。もうそういう段階に入っているということを深くご理解を賜りたいという思いであります。以上です。

○議 長 15 番・小澤実君。

○小澤 実君 1 市道の補修と除雪路線の見直しについて

若干再質問をさせていただきたいと思いますが、今ほど全ての路線に対して見直しをかけるといふ、そのことが庁内で始まったというお話でした。交通量の調査的なものは実際できるはずがないと思いますけれども、やはり通ってみるに1日にそんなにこれは通行量的にはないなというような、そういうところがやはりありますよね。それらをやはりつぶさに検証することが、当然のことながら日々道路パトロールで出ておられますから、それらの洗い出しをきっちりしていく中で、やはり間違っても災害や防災、火事のとくに通れないなんていうところがあってはならないわけです。それらも関連づけても何とかできるのかな、地域コミの方々や区長さん方にその辺の部分もまたちょっとお願いするというか、調査票を出してみるといふ、そういった手法というのはいかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 市道の補修と除雪路線の見直しについて

おっしゃるとおりだと思います。まずはこの見直し検討は全ての路線といえますか、聖域がないという形でまずはやらせてもらう。そして、今ほど議員は交通量という話がありましたが、当然一番知っているのは地元の皆さんだと思いますよね——もありますし、ただ、重量、目方の重い車が走るとかいろいろあるのだと思います。そういう中でぜひ検討させていただきたいと思っています。そういう方向でやっていかせていただきたいと思います。もし、細かいところが、今検討しているところがあれば、担当の部長のほうから答えさせますのでお願いします。

○議 長 建設部長。

○建設部長 1 市道の補修と除雪路線の見直しについて

現在、見直し検討については、検討を開始したところでございまして、この冬におきましては、担当課のほうで、廃止が可能と思われる路線等につきましては、交通量調査などの作業を実際開始しているところでございます。全体について見直しをということで、現在、視点を振りかえまして、全て見直しをしようという方向で調査検討を開始するつもりでスタートをしているところでございますが、マンパワー的にも費用的にも全路線の交通量調査を全で行えるかという、これは決して全で行うにはそれなりの人的な部分、あるいは費用的な部分もかかってまいりますので、そういった部分では交通量調査を全で行うというわけにはなかなかいかないというところがあると思います。

そういった部分では、また地域コミの方々、あるいは地域の方々等の意見等も聞きながら、そういった部分で生かしていければというところで検討をさせていただければと思っているところでございます。そういう中におきまして、除雪路線の対象路線の基準等のある程度しっかり作りあげた上で、全路線について見直し検討を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議 長 15 番・小澤実君。

○小澤 実君 1 市道の補修と除雪路線の見直しについて

見直しも始めたところという流れの中で、やはり今の除雪の区分ですよね。区分が1種、

2種、3種というふうにあるわけですけれども、その——当然のことながらも基幹的な道路自体をどうこうなんていうのは、さらさら調査する必要もないと思いますし、それを除くやはり2種、3種の部分での2車線確保を1車線にしてところどころに待避所を設けるだとか、そういった幾らかなりとも動かす重機の時間、それから移動の距離を減らすということができののかできないのか。その辺の見直しも、当然のことながら建設部のほうでも考えておられるのではあるかと思えますけれども、2種、3種についてのそういう100メートルがいいのか、50メートルに1か所の待避所がいいのか。それらをするによっても目視できる範囲であれば、吹雪のときはそれはどうしようもないですけれども、そういった考えというのも日常、市長はどのように考えておられますか。

○議 長 市長。

○市 長 1 市道の補修と除雪路線の見直しについて

その答えの前に、例えば先ほど前段に出た春割り、雪の戻しとかあります。これらも議員の皆さん十分ご存じのとおりですけれども、当初予算をつくって、最初から除雪費が春の段階から出ていって、冬にはこれが足りなくなるということで補正をすると、こういうことを繰り返している。どこかでこういうことの悪循環をやはりみんなで本気になって考えなければいけない。これまで要望に我々が応えていくのが、政治と市政だということが何となく大きな意味であったと思うのですが、これからは集中と選択こういうふうに切りかえていく。我慢していくところは我慢していただいて、将来にわたる持続可能な市政を運営していくということが最も大事だというふうに思っていますので、ぜひ、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

今のご指摘の部分につきましては、十分いろいろなまた検討していくと思ひますが、詳しくはまた建設部長のほうに答えさせますので、よろしくお願ひします。

○議 長 建設部長。

○建設部長 1 市道の補修と除雪路線の見直しについて

除雪区分のほうの考え方でございます。除雪区分におきましては、1種、2種、3種というふうにあるということで、議員ご指摘のとおりでございます。基本的には1種、2種、3種というのは、除雪目標をどのように置くかという部分で区分設定しておるところでございます。これにおきましては、異常気象時における重要路線確保をする上で、1種、2種、3種と定めた基準に基づいて、異常気象時においてはそういった待避所等を設けながらやらなければいけない。あるいは異常降雪等があつて、どうしても除雪体制が間に合わない。もう何日以内で除雪確保をしなければいけないといったときに、目標とする区分分けというような捉え方でございます。

現状におきましては、合併後におきましても平成18年の大雪豪雪等がございましたけれども、この除雪区分に応じて除雪体制を組まなければいけなかつたという経過は、今のところおかげさまでございません。これは除雪業者の24時間オペの方々には眠らないような体制の中で努力していただきまして、時間的な部分ではおくれ等は当然出ましたけれども、緊急時に

おきましてこの1種、2種、3種というような除雪区分まで至らないで、全ての除雪路線を確保して、市民の生活安全道路確保に努めることができたということをございまして、これはそういった考え方の上で区分をさせていただいているところでございます。

○議 長 15番・小澤実君。

○小澤 実君 1 市道の補修と除雪路線の見直しについて

今ほど市長のほうから先にお話が出ましたが、春の雪戻しとか春割り除雪ですけれども、本当に4月1日時点で1メートルであれば雪戻しをするというような今ルールになっているかと思えます。実際に管内の田んぼであれば、まず4月いっぱい消えてもらえば、まずその——今、市であり、JAであり求めている、5月20日を基準にしてというような作付体系、その辺が一番食味もよくなるというような部分であれば、まず、田に関してもほとんどかなりの豪雪時でなければいじらなくてもいいのではないかなという気がします。

ただ、家庭菜園であれ畑に関しては、隣接の畑関係はやはり家庭菜園であり、一般の畑であり、早いものについてはそれは当然してあげなければならないと思えますが、春割り除雪に関しては、もうちょっと先送りでも、もう5日でも遅らせてからの1メートルという、そういう認識でもいいのではないかなと思えますが、所見を伺います。

○議 長 市長。

○市 長 1 市道の補修と除雪路線の見直しについて

全てのこれをなくすということは当然できないわけでありまして、中には非常に善意で、なかなか雪を持っていく場所がなくて引き受けていただいている、そういうすばらしい方もいらっしゃいます。ただ、その方からの訴えの中では、過重とか雪の重みで地べたが沈むというぐらいのことまであるわけで、これはその軽重等の中でやはりやらなければいけないというふうに思っています。

ただ、これはかなり見直しをかけていきたい。私としては例えばことしは市政懇談会では地下水の問題を取り上げていますが、来年の、例えば市政懇談会だけではないですけども、さまざまな場面で区長会等とかも通じて、やはり皆さんに訴えかけたいのは除雪費の問題も大きなテーマになると思っておりますので、そんなことも想定しています。

また、詳しいところにつきましては、建設部のほうから答えさせますのでよろしくお願い致します。

○議 長 建設部長。

○建設部長 1 市道の補修と除雪路線の見直しについて

春割り除雪の件でございますが、これはどうしても雪をそこに入れさせていただかないと除雪ができないという路線がございます。私も見ていますと、当然公金を使うわけでございますので、時期が来ればいずれ消えるがなという部分では、無駄な経費だというご指摘もいただいているところではございます。ところが実際雪を入れさせていただいております地権者、関係者にいたしますと、やはり周りの地域と比べて雪消えが遅いというようなことで、大変私どもこういう苦情等をお受けする中で、毎年理解を求めながら雪掘りさせていた

だいているというような実態もございます。

この辺は理解をいただいております、協力をいただいております関係者への対応等もまた適切に行いながら、なるべくそういった支出が削減できるような取り組みはさらに努力をしながら進めてまいりたいと思っておりますが、一朝一夕ですぐ目に見えるような形であられるかといいますと、これは相手方がいることとございますので、そういった努力は鋭意進めていくということで、ご理解を賜ればと思っております。よろしくお願いいたします。

○議 長 15 番・小澤実君。

○小澤 実君 1 市道の補修と除雪路線の見直しについて

本当にいろいろと苦慮しながら除雪もやっているという状況はつぶさにわかりますし、その中でもまた経費を落としていかなければならないというのも現状ですので、今後ともまた市民の理解を得ながら、防災に支障のないような除雪体系を組んでいただきたいと思います。

2 ふるさと納税の謝礼品について

それでは、2 番目のほうのふるさと納税の謝礼品についてということで、もう 1 点伺います。市長も先般、おとといのグルメマラソンでも、おおむね 1 万人弱の人間がいる中、グルメマラソンの開会式で、ぜひ当地にふるさと納税をというようなことでお願いもして、非常にインパクトがあったかというふうに思っております。そんな中で新潟県の中、30 市町村では 28 番目というようなふるさと納税の着手であります。残ったのは加茂市と刈羽村ということとです。

6 月 1 日より南魚沼市ふるさと応援寄附金に対する謝礼品につきましては、寄附枠 5,000 円から 49 万 8,000 円に対し、48 業者、261 品目が登録されております。このうちの品目の中で米が約 70%を占めております。そのあとに酒、お菓子、体験ツアー、宿泊券というふうに地元の産品が並んでおります。そういった中で地元特産品に落ちがないように全国へ発信していただきたいが、大丈夫なのか伺いたいと思っております。

私が先般、きょうの(2)のふるさと納税の関係で、(2)の質問に上げました開始日数数日間であるが、品目の傾向はという部分は、市長が議会初日に 5 日までは 178 件、379 万円でした。そしてまたきのうも議会の冒頭で、きのう 12 日までが 467 件、1,056 万円の寄附で 467 件のうちの 405 件、パーセンテージにしますと 86%が米であって、その米につきましては、以前よりネット上に販売していた業者が選ばれているという報告でありました。

1 については、でありましたので、2 番についてはもうずばりみんなお答えをいただいておりますので、(1)の八色スイカが未登録だったがどう対応するのかという点であります。八色スイカにつきましては、市内の農産品の中では 4 本の指に入るだけの要するに販売額もありますし、知名度的には県内はもとより関東圏から中部名古屋圏域まで販売されています。また、市民の皆様より親戚縁者、それから友人知人に全国へ向けて個別配送がなされている品目であります。なぜこの八色スイカが 6 月 1 日時点で未登録になってしまったのか。そのまず経緯を伺いたいと思っております。

○議 長 一問一答ですので、(1)、(2)の順番にお願いいたします。答弁を求めま

す……（「2はないです」と叫ぶ者あり）（1）ですね、どうぞ。

市長。

○市長 2 ふるさと納税の謝礼品について

小澤議員の2つ目のご質問に答えたいと思います。ようやく話せる機会がまいりました、ふるさと納税であります。2番目のほうは取り下げることですが、実際きょうの数字もありますので、1番の中で言わせてもらいたいのと、この今の声は市民の皆さんが後日ラジオでもお聞きになる方もたくさんいらっしゃいますので、現状も伝えておきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。お許してください。

まずは、八色スイカが未登録だがということです。ことし3月21日に説明会を、初めてふるさと納税について市民の皆さんからお集まりをいただき、事業者の皆さんからもお集まりをいただいて説明会を開催した。返礼品の募集を開始したのもこのときであります。説明会には89事業者が参加いただきまして、その後も個別に説明等も行ってまいりました。6月1日の開始時点では申請があったうち48事業者、261品目を登録しました。多分、この6月中には、このほか全部で約400品目を登録するための作業を、今、庁内では行っているということでございます。

今後も随時登録を受け付ける。断わるということは、まずほとんどありません。手を挙げた方にぜひ入っていただき、そしてその皆さんの自分の責任の中で頑張ってくださいということでもあります。違う市では市のほうがえり分けてやっているところもあるのですが、うちはそういうスタイルをとっておりません。

J A魚沼みなみは当初から事業説明会に参加をいただいております。議員ご指摘の八色スイカにつきましては、出荷体制などの関係で当初の品目には載っておりませんでした。しかし、2個セットの100箱これを返礼品として登録する方向で、J A魚沼みなみさん、また事業者の皆さんと調整がついたということでもありますので、よろしくお願ひしたいと思います。ことし7月下旬ごろの出荷に間に合うように作業の準備を進めていただきたいということでもあります。

プラスまだなかなか、見ている方はわかるのですけれども、八色スイカだけに限らずほかのスイカの皆さんもいらっしゃるわけで、特にこの中で最高級といわれている八色スイカについては、どうしてもこれはふるさと納税の返礼品のラインアップになくはならないということは、もう昨年の段階から私は言い続けておりますので、J Aの皆さんにもこれまで以上の善処を実は私から強く要請をしたところでもあります。

プラスそこが例え品切れになっても、それは品切れというのも非常に大きな宣伝につながるということでもありますので、そういうこともぜひ考えて、そういう頭をもって考えてもらいたいということをお話しさせていただきました。ないわけにいきません。よろしくお願ひしたいと思います。

それから、きょう現在の話をさせていただきますが、このふるさとチョイスを経由して、きのうは400件台だったのですけれども、きょうは500件を超えまして、501件申し込みを

受け付けました。内訳はやはり米が 436 件、全体の約 87%を占めております。地酒が 13 件、その他が 52 件であります。寄附額の合計はきのう 1 日で 92 万 6,000 円をアップしまして、現在 1,149 万円でございます。平均の寄附額は 2 万 3,000 円程度となっております。首都圏がやはり多くて、1 都 3 県で 276 件、全体の 55.1%が首都圏からという状況であります。

さまざま指摘ありましたネット販売等で以前からやっていたような方々が、やはり品目の売り出し方もうまいのか、また組み合わせ方もうまいのか、いろいろありますが、今後は多くの事業者の皆さんがこれらを学ぶ形で、自分たちのまた PR の力をアップさせていただこうということにもつながっていくと思いますので、期待をしているところであります。以上でございます。

○議 長 15 番・小澤実君。

○小澤 実君 2 ふるさと納税の謝礼品について

今ほど未登録だったという経緯はご説明いただきましたけれども、この 6 月 1 日というのは、やはり市長が思われている、ある程度はみんなそろっててもらいたかったという思いがあったかと思うのです。実際、スイカも含めて、ある程度の品目はそこに並んでほしかったのではないかなという思いがあります。やはりそうすると受ける側の JA ではなくて、担当課がもっと思いを込めて逆に願いに行くのが筋だったのではないかというふうな思いもしているわけですが、市長いかがですか。

○議 長 市長。

○市 長 2 ふるさと納税の謝礼品について

それは全て責任は私にあるというように思いますので、人のせいにはいたしません、我々もそういう部分があったのかもしれませんが、ただ、大変申しわけないが、かなり公に近い団体なので申し上げさせてもらいますけれども、農協さん等に対しては、昨年のもう夏ごろから、これは私がならせてもらったらやりますよ、という話をずっとしてきたわけでありまして、どちらに非があるのかというは申し上げませんが、お互いにちょっとまだまだだったということで、勘弁をいただきたいと思います。これからはそういうことのないように頑張ってみます。

〔「はい、了解です」と叫ぶ者あり〕

○議 長 15 番・小澤実君。

○小澤 実君 2 ふるさと納税の謝礼品について

もう 1 点だけ、それこそ今市内には、これから 400 品目も登録されるということですが、農業も商業も工業も含めて、やはり全国には小ロットの品目でもいろいろな方々が見ておりますので、ぜひともその辺しっかりと、みんな登録していただけるという話なのでいいのですが、それがまた地場産業の活性化になりますので、ぜひともそれらを一生懸命育ててもらいたいと思います。

それともう 1 点、きのうもテレビ放映がありましたけれども、既存の自動車のナンバーの関係です。ちょっと質問にはないのですが、ふるさと納税とコラボできればというふうな思

いもありまして、1点質問させていただきます、地名のプレートに特産品や景勝地を載せるというような事業や、また、ご当地ナンバーというか、それらの募集を国交省がしているわけですが、それらについてはこのふるさと納税品との絡みをも含めて、市長のお考えを伺いたいと思いますが。

○議 長 市長。

○市 長 2 ふるさと納税の謝礼品について

通告の段階ではなかった話で、きょう新聞にも出たり、きのうテレビで流れたりしたと思います。実は国交省がそういう募集をするということを全く知らない段階のときに、私としてはご当地ナンバーというのを、ずっと自分の中で温めていたところありました。たまたまそれがまた今募集をかけるということで、新潟と長岡の図柄入りのナンバーを県は考えている。あとは我々のところにそういう意向調査が来たのですね。その中で手挙げをしたのが南魚沼市、それと糸魚川さん、あと上越さんが何らかの今考慮中ということです。

ただ、これは簡単にわからない方もいらっしゃると思うので、車の台数が昔は10万台だったと思います。10万台車がないとご当地ナンバーに手を挙げるができなかった、申請できなかったということです。今それが5万台になった。実情はうちの南魚沼市単独では5万台はありません。なので、周囲との連携が必要になるわけですが、そんな中で最初は自分の思いつきで言ったのです。この募集がある前の段階、雪国観光圏のある理事会の席で、私から雪国観光圏の成果としてそういうことを目指したらどうですかという話を、市長になって発言させてもらったのです。そうしたらみんなが、いいね、と言った人や、だめだね、と言った人いろいろあるのですけれども、雪国というがいいのではないかと。

例えばそのときの私の思いは、これからのインバウンドを考えた場合に、雪国というのは非常に美しさと、暗いイメージもあるのですけれども、それを打ち返すという意味で、雪国というのがあえていいのではないかという思いで言ったのですけれども、非常に喧々諤々で、その後電話をいただいたり怒られたり、いいと言われたりいろいろあったのです。ああそうかと思っていたら、実は地名でないとだめなのです。ある地名でないと。

しかし、富士山はどうですかということも含めて、これから非常に国際アピールも含めて国交省さんがこれをやっていこうというのに、地名でなければだめだとか、そういうような考え方自体がもうだめだと私は思っている1人なのですけれども、これは高いハードルがあると思います。その中でコシヒカリがいいのではないかとかあったのです。ただ、その難しいのは、全国でつくっていますから難しいのですが、一番考えられるのは、私は魚沼コシの産地なので、もっと考えれば魚沼。例えば魚沼市がありますが、それを魚沼市さんからは言いにくいでしょうから、南魚沼から声をかけていくということも含めて。もう一つは例えば雪国魚沼とか、いろいろなことが考えられるのではないかということで、可能性をゼロ一なかなかこれは難しいですけれども、まずは手挙げをして考えていきたい。

これは時間の実は後ろの縛りがありますので、今回逃すと国交省さんが再募集をするのは随分、我々が考えられない先になってしまうということもありますので、真剣に考えていき

たい。そして、先ほど言った5万台をクリアするには隣同士一緒になることが大事なわけで、この魚沼コシの範囲であればこれは十分いけることでありますが、全部の皆さんの同意を得られるかどうかということも含めて、これは言い出しっぺなので、こちらからいろいろな話しかけをしていきたいと思っていますが、かなり厳しいことも事実だなということも認識はしています。米の販売に非常に直結すると思っています。イメージカアップ。

○議 長 15番・小澤実君。

○小澤 実君 2 ふるさと納税の謝礼品について

今ほどの図柄等々が2018年3月までというふうに新聞には記されておりますので、余り時間がない話ですけれども、またその辺を市長から詰めていただきたいと思ひますし、ふるさと納税の額が2億円、3億円になるように一生懸命努力することをお願いしまして、質問を終わります。

○議 長 (2)番も、一問一答ですから、取り下げるのではなくて言っていただいて、それでなければならぬ結構ですから……(「了解いたしました」と叫ぶ者あり)一問一答ですから。

15番・小澤実君。

○小澤 実君 2 ふるさと納税の謝礼品について

(2)につきましてですが、開始数日間であるが、品目の傾向はというふうな質問に関しましては、市長から前段で全部答えていただいておりますので、割愛させていただきます。以上で終わります。

○議 長 ここで休憩といたします。開始は11時20分ちょうどといたします。

[午前11時00分]

○議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

[午前11時20分]

○議 長 質問順位11番、議席番号16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 市民の皆様には傍聴においでいただき、大変ありがとうございます。議長より発言を許されましたので、一般質問を行います。今回はほんの4項目であります。

1 環境共生について

それでは通告に従いまして、1、環境共生について。2市1町での定住自立圏構想と広域連携に関連してであります。新ごみ処理場建設用地の特定を急いでいるが、そもそものごみ処理の仕方、つまりはごみ行政のあり方が、2市1町で統一されたものがない。ごみの分別のさらなる細分化、不燃ごみの処理方法での官と民との役割分担など、基本的なものがない中で可燃ごみ、不燃ごみ処理施設論議では、いたずらに時間を浪費するだけである。そこで、ごみ行政のあり方に対する2市1町の統一計画策定を急ぐべきではないか、であります。

市長にはいつにもまして簡潔明瞭な答弁を期待するものでありますが、答弁内容によりましては質問席にて再質問を行います。

○議 長 寺口友彦君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは寺口議員の質問に答弁申し上げます。なるべく簡潔明瞭に進めさせていただきます。

1 環境共生について

昨年の9月定例会でも申し上げましたとおりですけれども——これは私ではなかったわけですが、2市1町でごみの分別方法が異なっているのが現状であります。そのとおりであります。新ごみ処理施設は2市1町共同で行うということになっていまして、将来的には統一が必要なことは十分に認識をしているところであります。

新ごみ処理施設の建設場所、燃焼の方式これらについて鋭意検討を行っているところでありますが、分別方法の統一あるいは分別の仕方の細分化についてもあわせて検討を行っているところであります。分別方法を大きく変更する場合、前の質問にもお答えしていきますが、市民の皆さんの負担が増加し混乱が生じるという恐れもあることから、十分な検討と周知が必要というふうに考えているところであります。

南魚沼市におきましては、平成26年度から古着そして古布の回収、平成27年度から不用食器類の分別回収を実施しました。ことし6月からは本庁舎における役所内のシュレッド紙のごみの分別回収を始めたところでありまして、今後もさらなる分別を模索していきたいと思っています。しかし、こうした分別を進めたとしても、新ごみ処理施設の規模には大きな影響を与えるものではないというふうに考えているところであります。

新ごみ処理施設整備基本構想——これは平成27年3月に制定をされておりますけれども——では、平成35年に発生する、我々がめどとしているごみ処理処分場も平成35年を目指しているわけですけれども、このときに発生する可燃ごみの量を2市1町で1日当たり113.59トン、まあ113トンというふうに予測をしています。これは分別の細分化による減量化もある程度加味したそういう推計としています。今現在焼却処分をしていますごみの内容分析によっても、今後、再資源化が可能な部分は極めて限定をされ、減量化を進めたとしても、1日当たり発生量の推計を大きく変えるほどの影響力はないというふうに判断をしています。このため、焼却炉のメンテナンスなどに必要な余力を——余力を持ってつくるわけですが、これを加味しますと、減量化による施設規模への影響は少ないものというふうに考えています。

加えて一番進めるべきは、この議会でもさまざま取り上げられています、やはり生ごみの部分だと私は思います。生ごみだけではなくそこにある水分、これが非常に大きな問題。そしてごみ袋に入れますと、その水分が紙等にもしみてくるわけでありまして、極めてこの解決といいますか、これはディスプレイナーなのか、またさまざまな考えがあると思いますが、これらのことに心を砕いていく必要があると思っています。

不燃ごみ処理施設のほうのことですけれども、基本的には分別を行う施設であるために、自治体にかわって民間での処理が可能であるか、どこまでを民間にお願いできるかに

ついて現在検討中という段階であります。

ごみ行政のあり方に対する魚沼市、南魚沼市、湯沢町の2市1町の統一計画の策定につきましては、ごみ処分場の用地の選定、それから地域計画の策定これらが終了し、基本設計の段階に至りましたら、それぞれあわせて分別方法の統一など、詳細な計画を策定したいと考えているところでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 1 環境共生について

ごみ行政でありますけれども、上位計画、環境基本計画でありますよね。それに基づいて一般廃棄物処理基本計画こういうのが策定をされるわけであります。南魚沼市と魚沼市等々を2市1町でありますので、湯沢町もそうですけれども、ごみ処理の施設を統合したとしても各自治体でそれぞれ計画をつくらなければならないと、こういう状況でありますけれども、南魚沼市については、不燃ごみは一般業者から意見を伺うということをして社会厚生委員会では聞かされておったわけです。

ところが、4月3日、廃棄物対策課長名で廃棄物処理業者各位に、不燃ごみ中間処理委託にかかる説明会開催というのが発せられ、4月20日に行われたわけであります。これなんかを見てもそれぞれの費用等がもうほとんど出されている。ということは、2市1町でそれぞれごみ処理行政をどうするかということがある前に、総トン数といいますか、それがある程度予測をされた中で、もうこういうものをつくっていくのだという考え方が既にあるということは、私は問題だというふうに思っています。

南魚沼市の処理基本計画でありますけれども、平成35年を目途にこれはつくられています。平成30年には、中間年ということで見直しをするということがはっきり書かれている。魚沼市を見ますと、魚沼市さんのほうの処理計画についても、広域化これが案に上っている中で、ごみ処理の広域化が実施された場合は、広域圏での処理計画に沿った見直しを行うというふうになっているのです。ごみ処理の広域化が実施された場合ということ、施設が建設の大体めどがついた。どういう施設をつくった。そういうことが決まってからこの計画をつくるという意味では、私はないと思っていますよ、ではないと。

やはり一般廃棄物処理基本計画というものをきちんと策定をした中で、施設はどうあるべきか。燃焼方式であったり。ということは、私はそういう順序でやらなければ本当に時間を浪費するだけだと思っています。後からこういう基本計画をつくるということはだめだと。南魚沼市は、平成30年、中間年に見直しをする今は時期なのですよ。お考えを伺っておきます

○議 長 市長。

○市 長 1 環境共生について

答弁の中では、順序として後でというふうに聞こえている。当然そういうふうに言っていますけれども、平行してやっていくのが、私は当然だと思っています。そうは言っても、並行していろいろなことを進めていっているということだと解しておりますが、これにつま

しては、担当の部課長から話をさせますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 1 環境共生について

まず、最初の不燃ごみ処理業者さんにいろいろな資料を提供したという件でありますけれども、これも市長答弁で申し上げましたとおり、不燃ごみの処理といいますのは、基本的に分別をするという作業であります。今の十日町の施設もそうであります。細分化して使って使えるもの、使えないものに分けていくという作業でありますので、基本的には民間さんでも処理が理論的には可能ではないかということなのです。

民間さんで全部できる場所はありませんかということ、問いかけをまずさせてもらおうということで、4月に説明会を行ったところであります。市が不燃ごみについて全く手を出さなくても、民間さんで全部受け持ってもらえる可能性があるのかという、可能性の判断であります。この段階でそういっても雲をつかむような話になりましようから、全部のごみ処理量、今、見込まれる2市1町で出る不燃ごみの量はどのくらいですよ。それを処理するための施設、ほかの市町村とかでやっている施設を聞き比べますと、大体このくらいの面積、このくらいの金額の建設費がかかりますよという資料は提供させていただいたわけでありす。

その中で、本当に民間さんで全部引き受けてもらえるところがあるのか、ないのかということ、今年度中ぐらいに、年末ぐらいまでには結論をつけたいというふうに思っております。それが民間さんでは無理だということであれば、改めて自治体、2市1町のほうでどういう施設が必要かということの検討、これを平行して行っていきたいという段取りであります。決まったものを提示したということでは決してありません。ある程度の1つの目安として、判断材料として業者の皆様方に提示を差し上げたということでもありますので、ご理解いただきたいと思ひます。

それから、統一計画の策定が後回しになるのかということでもありますけれども、これも一番最初に我々が今行っていかなければならないのは、やはり場所の決め方、それから燃焼方式、一番大きな問題を決めていかなければならないというふうに思ひます。なおざりにするわけではありませぬけれども、昨日、樋口議員にも答弁申し上げましたが、1つは魚沼市と南魚沼市の分別方法が違ふと。この点を我々は非常に大きな階段だというふうに捉えておりました、どう解消していくか。これも市長が申し上げましたとおり、平行して検討していかなければならない。まずはその点だろうというふうに捉えておひます。以上です。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 1 環境共生について

この基本計画を先につくって、それからという順序については、平行してやっていくということでもありますけれども、私は順序はそうでないというふうに思ひます。これは意見が違ふということでもありますけれども。

ごみの分別が、どれだけ市民の皆様にご迷惑なのかということでもありますけれども、例え

ば長岡市は10種13分別、特に燃やすごみについては生ごみを分けて、生ごみについてはバイオ発電に使うということで、非常に厳しい分別を行っているわけです。さらにまた県内では最大の新潟市も全く同じ状況で、10種13分別ということで行っているわけですが、新潟市については一般処理廃棄物基本計画があります。それに対して毎年実施計画を示している。年度当初ですよ、実施計画を示して、これだけやるのですということを出しているわけです。

あれだけ大きなところがくっついてきたわけでありますから、相当ご苦労もあった。長岡市もそうでありましょう。けれども、そういう姿勢を示していく。このことはやはり市民の皆様にもごみ処理はただではないのだと。金を出せば何でも燃やせるのだというような考え方は、もう改めなければならないということを、やはり市民の皆さんに発信をするべきなんです。市長のお考えを伺っておきます。

○議 長 市長。

○市 長 1 環境共生について

前段の考え方が違うというのは、まさしくそのとおりなので、ここでは答弁しません。考え方が違います。

2つ目の発信をしろということではありますが、当然もうしているというふうに私どもは考えています。かなり細分化もしてきているということは、昨日の樋口議員のお答えの中でも申し上げておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 1 環境共生について

私は3きり運動ということで提唱いたしました。食材は使いきり、食事は食べきり、最後に水きりをしてということで、食べ残しゼロ運動も始めているということでもありますけれども、新潟市が平成29年4月1日から来年3月31日まで、家庭ごみ1日1人当たり485gという数字が出ているわけです。大変少ない数字であります。ここまで至ったところは相当ご苦労もあったと思いますけれども、やはりごみ処理にかかる経費をいかに抑えるかという、そういう使命感みたいなものは当然あったわけです。そうすると、ここらについても湯沢町——観光のまちでありますよね。それから魚沼市さん——エコプラントへ持っていけるものについても、大和町が今エコプラントに持っていっていますけれども、非常に分別が違うところがあったりして、ここら辺を平成35年までに、場所が決定をしてそれからだと言っている場合ではない。平行してやっていくということについては、私と意見が違いますけれども、やはり県内でも相当の覚悟をもって数値を出してやっているわけですから、ここはやはり我が南魚沼市としても、はっきりした数値を出すということが大事。そのためには2市1町でもっと細かな打ち合わせをして、何年までにこれぐらいにするのだというようなところを出さねばならないと思っていますけれども、再度、市長の考えを伺っておきます。

○議 長 市長。

○市 長 1 環境共生について

議員は、細かにという話ですが、もう既に2市1町でさまざまな検討会はやっておりますので、その辺のところもご存じで今の発言があるのかどうかわかりませんが、かなり細かくやらせていただいて、平行にやっていくという姿勢で、我々は今そういうふうに捉えております。

しかし、いろいろありますが、立地、場所を決めるというのは後で、その先か前かなんて、そんな議論ではなくて、全く今そのことが一番最大課題ですので、それについて平行とは言っていますけれども、まず私どもが今一番頭を悩ませているのは立地の問題でありますので、その辺もいろいろご理解を賜りたいなという思いがしておりますが。

今の検討の進捗状況、またどういう形でやっているかということにつきましては、担当の部長に答えさせますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 1 環境共生について

いろいろ新潟市、長岡市の例をお聞かせいただきまして、我々もその点は研究も一緒にしております。非常に強い取り組みをしているところでありまして、我々も見習いたいというふうにな常に思っております。いずれ削減目標値等は提示をする段階がこようかと思ひますけれども、今の段階でまだその細かな点についての協議はちょっと進んでおりません。鋭意進めてまいりたいと思ひます。

今、市長申しましたとおり、最大の問題をまずは2市1町でもってコンセンサスを得ながら取り組んでいくと。立地の問題、燃焼方式の問題等でありまして、それらについてエネルギーを投じていきたいというのが段階の問題でありまして、ご理解を賜りたいと思ひます。決してなござりにするとか、やらないということではありせんけれども、一遍に全部はちょっと無理であるということもご理解をいただきたいところであります。以上です。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 1 環境共生について

環境共生については担当委員会でもありますし、任期、残されてもあと数か月でありますけれども、また調査のほうを、ということで提案していきたいと思ひます。

2 都市基盤整備について

2番目の都市基盤整備についてでありますけれども、農地中間管理機構を利用した農地集積と防火水槽に関連してであります。農地集積は平成28年度が165件、100.8ヘクタールの実績、平成29年度は5月末段階で62.4ヘクタールと報告されている。出し手よりも受け手の側が、条件の悪い圃場に対して契約に難色を示す事例が今後増えると予測される。特に西山、東山の水系に頼る水利の確保が問題となると予測される。魚野川の水に頼っていないということでもあります。一方、公設水利は塩沢地域153か所、六日町地域180か所、大和町地域169か所であり、耐震性貯水槽は、塩沢地域16か所、六日町地域17か所、大和町地域13か所と報告をされている。

糸魚川の大火での教訓は、大風の中での消火活動と類焼を防ぐ水利の確保であると思ひます。

南魚沼市が自然流水を徴用する防火水利確保が冬場に問題になると考えている。そこで、農業用水と冬場の防火用水の両方が確保できるような、農業用ため池整備を考える時期ではないかということでもあります。

○議 長 市長。

○市 長 2 都市基盤整備について

それでは、寺口議員の2つ目の質問であります。消防水利につきましては、充実させる必要があるにもかかわらず、なかなか進まないというのが現状であります。寺口議員ご指摘のように、農業用ため池を防火用水として活用できれば非常に有効であると、私どももそう考えております。

しかし、市内に現在存在しているため池は防火用水を兼ねることは前提としていない。ただ、これは土地改良区などの考え方としては、緊急時にそれを使って、それがだめだとは当然言えないわけでありましてけれども、前提としてはそういう状況であります。兼ねることを前提とはしていないという状況です。ゴムシート張りのため池は、冬期間も水を蓄えてありますが、それ以外の池は冬期間は空になっているという状況であります。

ため池の管理につきましては、地元の管理組合が行っているところもあることから、市として利用実態などを正確に把握はできていないというのが正直なところであります。早期に防火用水として活用することは難しいと考えておりますが、しかしながら、今後計画されるため池については、防火用水としての活用も視野に入れながら進めていくという、また、県、土地改良区、消防本部がこれら連携をさせていただいて、設置に向けた検討をしてみたいというふうに考えております。以上でございます。

○議 長 16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 2 都市基盤整備について

ファームポンド——農業用ため池でありますけれども、今までつくられたところを見ると、道路から遠いと。農業用でありますからね。農業用で道路から遠いと。それから屋ごみからも遠いという部分でありますよね。ここがやはりあれだけの水量をためられると。公設でいうと60トン級なんていうのがありますけれども、そんなレベルではないわけでありまして。そうすると防火用としては非常に有効であるということは、市長が述べたとおりだと思います。

やはり、一番心配するのは、西山、東山の中山間地域の圃場整備が進んでいないということです。ここの理由づけとしてこの部分を持っていくということが、私は非常に有利ではないかなというふうに思っています。やはり、中山間地域は後継者が不足でありますし、とても農業機械を持ってないと。今受けていらっしゃる方が来てくれるのだけれども、なかなか水利確保——要するに水かけでありますね、非常に困難をしているということは実感しております。

ことし、私の近くでも4反5畝ほど、大農家の方に中間管理機構を通じて10年間委託をお願いしたわけでありましてけれども、この水はどこから取るのですかという心配をいつも受けていた。「いや、申しわけございません」と。「受けてくれてありがとうございます」という

ことを常に言っていなければならぬわけですが、では、土改として圃場整備はどうかといったときになれば、これ以上農地にお金をかけられないというところが心情なんですよ。

そこをではどうやって皆さんに圃場整備もしながらやっていくかとなると、私は1つの大きな動機づけとして、やはりファームポンドが防火用水になるということは、市にとって非常にいいことだなというふうに思っている。特に道路沿いであって屋ごみであると。消防車が来て給水あれをぼんとすぐ投げ込まれるというようなところにそういうのを設置していく。これは私は圃場整備、場合によっては圃場整備なしでもやってしまうという、そういう動機づけになるかなというふうには考えていますけれども、市長のお考えを伺っておきます。

○議 長 市長。

○市 長 2 都市基盤整備について

今後やはりそういう視点も入れながらというのは、前段の答弁の中で話しをさせていただいたとおりです。実際に防火ということになれば火災でありますので、屋ごみのところ、家が建っているところ、その近くにこれが設置できるか。近くにつくるとなると、土地の確保ということで折り合いがなかなか難しいという問題。また、いろいろ全国ではため池等の子供の転落事故もあるわけで、そういう観点とか。どうしてもそういう意味では子供たちがなるべく近寄らないところに設置ということもあるのでしょうかし、なかなか難しいのか。冬期間どうするのだとかあります。

例えば遠隔操作で、口を開ければ用水等を通じて村の中の水が自然水利的にそこに水が来るとか、そういうことも考えられるのかどうか。自分の中ではいろいろもやもやと考えているところあります。そういうこともありますが、今後の設置とかそれから圃場整備とかに含めて、そういう視点を持ってやっていくというのも非常に大切なことだなと思って今、拝聴しておりましたので、私のほうではそういう受けとめ方をさせていただきたいなと思っています。これからそういう視点を持ってやっていくことも重要なことだと思っています。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 2 都市基盤整備について

今現在での市長の最善の答弁をいただいたかと思っていますので、早急に研究をしていたら、これから圃場整備、吉里地区はほぼ決まりましたけれども、それでももう少しそういうところを工夫していただくと、もっとよいものができ上がるかなというふうに思っています。この質問は終わります。

○議 長 質問の途中ですが、ここでお昼の休憩といたします。再開は1時10分といたします。

[午前11時47分]

○議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

[午後1時10分]

○議 長 寺口友彦君の一般質問を続行いたします。

16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 3 教育・文化について

それでは3項目目、教育・文化についてであります。南魚沼市後期教育基本計画に関連してであります。改正学習指導要領では、2020年に小学校で全面実施、2021年中学校で、2022年以降に高等学校でという計画であります。大学入試センター試験は2021年に大幅改正が行われると。大学入学希望学力評価テスト（仮称）という名前で、思考力・判断力・表現力を問うというやり方に変わる。

そして新潟県立高等学校の再編整備計画も示され、小出、六日町、十日町の3校でそれぞれ普通科1クラスが減、十日町総合で総合科1クラス減が推進をされる。そして、教職員の多忙化、つまりは残業問題が過労死という形で社会に改善を投げかけている。教育を取り巻く環境が大きく変わろうとしているわけであります。

五日町小学校、大巻小学校統合協議会が設置され、統合に向けた協議が開始をされる。また、上田地区小学校学区再編検討会の立ち上げに向けて地元説明会も開始をされる。大巻、城内、五十沢の3校統合中学八海中学校は校舎大規模改造とグラウンド整備工事に着手をした。

平成27年9月議会で学区再編計画の修正を諮問した。児童生徒の在籍予測を見ると、平成21年11月20日の南魚沼市立小中学校の適正規模及び配置、並びに適正な通学区域の設定についての答申に書かれている、小学校、中学校ともクラスがえが可能で、かつ友達との交流の機会が多く切磋琢磨できる1学年2学級以上が必要、教育環境として望ましいとした、1学年2学級以上の実現は見送っているということ再度議論すべきである。

児童生徒の学校納付金——ここで納付金というのは、市費以外による経費であります。平成25年度には教育委員会にて調査をしていただきました。児童生徒の学校納付金に差があることなど、小規模校と大規模校との教育環境の是正を急ぎ議論すべきである。そこで教育基本法改正と大学入試センター試験大幅変更という大改革に合わせた学区再編計画の修正を考える時期ではないか。

○議 長 市長。

○市 長 3 教育・文化について

寺口議員の3点目、教育・文化の質問であります。これにつきましては、教育長のほうから答弁をしますので、よろしくお願ひします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 3 教育・文化について

寺口議員の一般質問、教育基本法改正と大学入試試験大幅変更という大改革に合わせた学区再編計画の修正を考えるべきではないかについてお答えします。

まず、教育基本計画についてです。先ほども寺口議員が述べられた中にもありましたが、約60年ぶりに平成18年12月22日に教育基本法が改正、平成25年6月14日に第2期教育振興基本計画が閣議決定されました。その中で文科省は世界的に進展している情報社会

への転換の中で、知識の量だけではなく混沌とした状況の中にみずから問題を発見し、他者と協力して解決していく資質や能力を育む教育へ転換を求めています。

こうした未来に生きる子供たちにとって必要な力は、1つ、十分な知識と技能。1つ、それらを基盤にして答えが1つに定まらない問題にみずから回答を見いだしていく思考力・判断力・表現力。そして3つ目、これらのもとになる主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度であります。この3つの力を児童・生徒・学生に身につけるよう指導していかなければならないと文科省は考えております。

次に大学入試についてであります。現在の中学3年生が大学受験に臨む2021年に大学入試の変革——大学入試センター制度が廃止され、仮称、大学入学希望者学力評価テストの導入が今、文科省では検討されています。導入の狙いは単なるセンター試験のリニューアルではなく、大学入試制度全体で真の学力を評価するシステムに変革することです。これまでの知識、暗記・再生型から脱却し、特に思考力・判断力・表現力を問うような問題内容へと大改革が行われようとしております。

それでは、学区再編検討計画の修正についてお答えします。結論から言いますと、修正については、今のところ考えておらず、引き続き答申の内容に沿って進めていきたいと考えております。その理由として1点目です。文科省が推奨する思考力・判断力・表現力を育成する教育については、既に市内全ての小中学校で推進しております。市の学習指導センターでは、今までの3人体制から5人体制の指導主事に増員し、年間150回以上の学校訪問を予定しております。課題あるいは問題解決型の授業を通して、子供たちの思考力・判断力・表現力の育成について指導、助言を行ってまいります。このような力の育成は小規模校では困難ではないかという意見もありますが、各校が工夫して一人一人の思考力・判断力・表現力の育成に努めており、十分対応できていると考えております。

2点目です。平成20年11月20日付の南魚沼市立小・中学校の適正規模及び適正配置並びに適正通学区域の設定についての最終答申では、当市の地域特性を考慮した学校の適正規模は、当地の地域特性を生かしたという部分が大切であります。小学校が6学級以上でかつ1学級15人以上、中学校が7学級以上とし、これを今後の具体的方策を考える際の基本方針としてまいりました。

また、学区再編の手法として、旧町村の境界を越えた統合は行わないことを原則とし、小学校では旧12町村、中学校については旧3町の範囲を超えないとしました。ことしの5月1日現在では、今のところ推定できる生徒数、平成35年までの児童数及び学級数の見込みを調べてみました。小学校では第二上田小学校と上関小学校が、平成34年度から2学年と3学年で複式になる可能性があります。特認校の栃窪小学校、後山小学校以外の小学校では、1学年1クラスが確保できます。平成35年までは確実に確保できます。その後もかなりのところまで確保できると思います。中学校は今回の統合で4校になりますが、1学年3から4学級が確保でき、全ての4校で7学級以上が確保できるということになっております。

3点目であります。全ての校舎耐震化は済んでいて、既存校舎の有効活用を図ることが経済的であると考えております。

最後4点目です。地域の思いを大切に、教師の多忙化解消対応としても、今後は12地域コミュニティとの緊密な連携を図ることが重要であると考えております。

それでは最後に学校規模による学校納付金の格差についてお答えします。給食費と教材費は、市内各校の差はほとんどありません。修学旅行などの積立金やPTA会費などの諸経費は、学校の教育方針により多少の差はあるものの、小規模校と大規模校の納付金の格差は見られません。ここ1週間かかって調査した結果であります。以上で答弁は終わります。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 3 教育・文化について

この質問については平成27年9月議会でも行いまして、10年一昔ということで修正を加えるべきではないかということをやって、大体今と同じような答弁であったわけであります。

ただ、ここにきて大学入試センター試験の改革だったり、学習指導要領の大幅改正であったりするところであると、答申で校長先生から言われた言葉がずっと頭の中に私はあるわけです。クラスがえができないと。これは後で考えてくださいということだけれども、本来であればこの答申の時期に出したかったという思いが、多分、校長先生の頭の中に私はあるのだと思っている。

そうすると、これからはゆとり教育から、言ってみれば競争社会に投げ出されたときに自分の力で判断をして生きていく、そういう力を子供たちにつけさせなければならないという部分がありますね。そうすると、子供が小さいころから競争力、競争社会の中に身を置くということは、これはやはり教育環境として、まず一番に考えてあげなければならない部分だろうと思っています。

教育長が述べた4つの理由で今のところ考えていないということであっても、やはり子供たちには小さいころからいろいろな人がいると。いろいろな差があるということを経験させるということが、やはり南魚沼市の教育には必要ではないかなと思っていますけれども、この辺について市長の考えを伺います。

○議 長 市長。

○市 長 3 教育・文化について

全体的にはまた教育長のほうから答弁をもらいますが、私は今、話を聞いていて、競争はわかるのです。わかりますが、この地域における地域それぞれの学校の存在といいますか、そういったものが非常に地域を支えているというところもあるだろうと思います。私も小学時代2クラスあるところで育ってきておりませんが、それでも競争にはさほど問題はなかったのではないかなという思いがあります。

その辺のところも兼ねて、今のところやるべき一番のところを目指しているのだろうと

思っています。小学校時代は本当はクラスがえがあつたりすれば最高ですけども、それと同様に、地域においてさまざまな皆さんとかかわり合っていくという、そういう面的なちょうどよさというのものもあるのかなという思いも、私はしておりますけれども、これから先は教育長から答弁をもらいますので、よろしくをお願いします。

○議 長 教育長。

○教育長 3 教育・文化について

今回の大巻地区の小学校統合のときにも、いろいろの校長先生にお聞きしましたが、寺口議員の聞かれた校長先生の中にも、これとって決まったわけではなく、クラスをかえることのメリットも述べたということだと思ふのです。我々が今一緒に働いている先生方については、複式であっても、1学年1クラスであっても2クラスであっても、それは自分たちはその教育の中で一生懸命子供たちを育てることができるというふうに話していることと。やはり、競争ということを言われましたが、南魚沼市の今の考え方は混沌としている世界情勢の中で、いかに共生して生きるか、ともに生きるかというのを1つの切り口にしております。競争の先にはやはり全てがバラ色ではない、競争の中に思いやる心を持てる教育をしていきたいというふうに思っております。

その中で主体的、対話的学びの学習——アクティブラーニングと言われていますが、南魚沼市は県内でも、国に先駆けてやるのがいいとは言いませんが、国際理解教育ということもやっておりますし、タブレットの活用も全県では一番であります。これからの教育は、先生方の黒板を丸写しにしてただ学ぶだけではなく、主体的に、そして友達と一緒に深い学びをするという方向で、今、南魚沼市は目指しております。地域の力を大切にしていきたいというふうに、先ほども説明したとおりでありますもので、引き続き今の答申に沿って進めていかせていただきたいというふうに思っております。以上です。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 3 教育・文化について

教職員の多忙化ということで、昨年ですか、ちょっとお聞きもしました。新潟県の教職員組合でも、ずっとそういうアンケート等々をいただいている中でも、小規模校で担任が6人しかいないという学校と、担任が10人以上。同じ年間の行事をやるにしても、先生方の多忙化では相当差が出るわけでありまして。そうすると、そのしわ寄せはどこにくるのかということは、教育長はよくご存じですよ。今現在、各学校夜8時から10時くらいになってもまだ電気がついていると。先生方は仕事を持ち帰れないわけですから、その日のうちに終わらすと。そうすると、やはり相談できる、あるいはアドバイス受けるそういう先生方、仲間がたくさんいるという——大規模ではないです、普通規模だと思います。そういう環境をつくってあげることが、私は子供たちにとってよいことだと思っているわけです。

答申がだめだというわけではないですよ。先生方は指導のプロですから、1人であろうが、2人であろうが、40人であろうが、教えることなんてできますよ。できますけれども、

そうではないのです。やはり今の教職員の多忙化を招いているのは、担任が6人しかいないという、そういう学校であろうなというふうには思っているものですから、この部分をどうやって南魚沼市は解消していくのだということが、残念ながらちょっと見えない部分もあります。市長のお考えを伺います。

○議 長 市長。

○市 長 3 教育・文化について

では、市長の考えを述べさせていただきます。議員そういうふうにおっしゃって数の問題を言いますが、先ほど最初の答弁で、教育長は、我が市の方針、また取り組みを語る説明したかと思いますが、もう一度申し上げますと、そういうことにも大変だということもあって、先生方の先生——学習指導センターそして指導主事の皆さんを、これは私どもの市が非常に手厚く、手厚いかどうかの判断はお任せしますが、そういうことをやっているということも、先ほど答弁しているかと思いますが。

その辺のことも含めてもう一度、私としてはそれを支持したいと思っていますし、当然市としてもそれを手当てしているということでもあります。そのほかにつきましては、また教育長のほうから答えさせますので、よろしくをお願いします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 3 教育・文化について

寺口議員のご指摘のように、教師の多忙化については大きな問題であります。この後も中沢議員のほうで多忙化についての質問があり、市長の答弁があると思いますが、私はこういうふうを考えております。今、教育現場の多忙化は大小にかかわらずある中で、それを助けるのはやはり地域であると。先ほど私が言ったように、地域コミュニティ、地域が学校の先生を支える体制をいかにとれるかだと思うのですね。

それで、南魚沼市でいえば、大崎のはなさきプランということで、地域が学校を支える地域支援本部ができております。教育委員会としては、この体制を市内各校に全体に広めればというふうに思っております。キーポイントは、地域であると。私はキーポイントの1つに、地域の支えがあるかどうかであるというふうに考えております。

○議 長 総時間の残り10分を切っておりますので、まとめをお願いいたします。

16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 3 教育・文化について

この部分についてはそういうふうには、一言だけ言わせていただければ、学習指導センターというのは教師の技量、スキルアップであって、決して子供の競争力云々についての支援には、私はならないというふうに思っていますよ。スキルアップという意味での効果はあると思う。この部分については、また機会を改めて質問したいと思っていますけれども、残り任期も少ないということですので。

4 保険・医療・福祉について

次に4番目に移ります。保険・医療・福祉についてであります。第7期介護保険計画策

定に関連してであります。地域包括ケアシステムの構築に向けて、南魚沼市地域包括ケア連絡協議会を中心に市民への周知啓発に努めているのが現状であります。

2015年12月に、一般社団法人日本ケアラー連盟・ヤングケアラープロジェクトの方々から、南魚沼市のケアを担う子供、ヤングケアラーについての調査で報告がなされています。教員に対する調査でありましたが、7つの提言をいただいています。その中でも早期発見、早期支援、継続支援に向けて、学校・福祉・医療の連携体制を地域に築くという提言を、第7期介護保険計画の中に生かすべきであると。そこで、ヤングケアラー実態調査を受けての市の対応策の現状と、第7期介護保険計画への組み込みを伺うものであります。

○議 長 市長。

○市 長 4 保険・医療・福祉について

それでは、寺口議員の4番目の質問について答弁させていただきます。ヤングケアラーは、なかなか聞きなれない人もいるかもしれないので簡単に。家族にケアを必要とする人がいる場合、大人が担うようなケア、こういう介護、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなども含めてであります。これらを18歳未満の子供たちが行っている。この人たちのことをヤングケアラーというのであります。

昨年7月に一般社団法人日本ケアラー連盟ヤングケアラープロジェクトの皆さんと、市職員の情報交換会が開催をされ、調査結果について報告を受けたところであります。議員は多分この私の手元にある資料を見て言っているのだと思います。2015年12月の資料であります。

この中でちょっと私が見させてもらってびっくりするところがありまして、ご紹介したいのですが、当市のヤングケアラーの数です。これは何人いるのだと聞いたところ、現在65人がヤングケアラーという。ただ、1つは、例えば我々もやっていたような、介護を必要としているお年寄りのところにちょっとご飯を持っていくとか、そういうことも含めてなのかもしれません。その重さといいますか、介護をしている仕事の重さというのは、ここでちょっと私はわかりませんので、65人という数字そのものを全部受け取るわけにはいきませんが、実態はいるということでもあります。

南魚沼市は、これまでも保健師などを中心にしまして、まだヤングケアラーという呼称のない、そういう呼び方のない時代から個別に支援を行ってきたということでもあります。調査結果と7つの提言をいただき、子ども・若者育成支援センターも加わって、横の連携の充実を図りながら、個別に必要な支援を行っているという状況であります。

このヤングケアラーへの支援は家庭内の問題であることから、なかなか早期発見が難しく、一例一例が非常に個別性の高い——それぞれ違うわけでありまして、高い問題を抱えております。今回の提言の中でも、子供や若者が介護や世話を提供している家庭は、介護保険法や障害者総合支援法によるサービスを利用している場合があることから、教育現場のみならず地域包括支援センターやケアマネージャーの皆さんなどが、ヤングケアラーの情報を得た場合は、関係者間の連携を密にして、子供や若者への支援という観点から埋も

れないようにとの指摘がされています。そのためにはヤングケアラーの存在の認識、そして支援のあり方について、関係者間で共有していく必要があると考えています。

介護保険事業計画につきましては、国の指針に基づき計画を策定することとされており、国の指針にヤングケアラーへの対応が示されていないということから、具体的な支援策を第7期計画に反映させることは、現状では難しいと考えております。現段階ではヤングケアラーの存在を認識し、孤立をさせないための相談体制について必要性を記すことになる、計画にはそういう状況だと思えます。

私も若いころ、年寄りの介護をやって、母がかなり一人でかなり難儀をしておりましたので、この65人に含まれるようなことは経験したことがあります。これは本当は美德、よいことであるわけですが、子供さんたちがそれによって社会的な参加の機会を失うとか、そういうことがあってはなりませんので、今後も引き続き注視していくということに尽きるかなと思っております。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 4 保険・医療・福祉について

第7期介護保険計画の中には、国の指針に基づきということでもありますけれども、言ってみれば、南魚沼市でこういう調査をしていただいたということは、日本国でひよっとしたら先進事例をつくれる可能性があるわけですが、この南魚沼市が。しかも、子供対象ですから、ただのケアラーではないわけですから。

そういうことの重みを考えれば、かつて「健康やまとびあ」として旧大和町は全国に先駆けて地域医療を、国に対して発信して、それを実現していったわけです。この南魚沼市はその力がまだ残っているはずなんです。そうすると、この部分についても担当課部のほうではそう考えるかもしれませんが、これこそまさに南魚沼市の底力を示すいい例ではないかなというふうに思っています。ですので、ぜひともこの第7期の中に――それは調査は時間がかかります。しかし、急ぎやって、どういうことから始められるのか。その取っかかりだけでも第7期に私は入れてやるべきだと思いますけれども、市長のお考えを伺います。

○議 長 市長。

○市長 4 保険・医療・福祉について

どれぐらいの重いような、そういう負担を強いられている若者がいるのかということ、ちょっと私分かりませんが、これについての考えは先ほど述べたとおりでありまして、現状どのようなところまで考えているかにつきましては、担当の部課長にちょっと答えさせますので、よろしくお願ひしたいと思います。現状も含めて。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 4 保険・医療・福祉について

現状というところにつきましては、2015年の調査の部分が主になりますけれども、その中での子供がケアをしている内容というところを見ますと、一番多いのは家事であります。

料理・洗濯などの家事の部分が多く 35 人というふうな数字も出ております。あと、兄弟の世話、これが 31 人というふうな形で、多いほうからいいますと、こういったところでのケアの状況があるかと思えます。

そういった部分を第 7 期の介護計画のところに反映ということになりますと、やはり一番のところは、早期発見してその状況をつかんで、相談に乗れる体制をつくるという部分が多いかと思えますので、第 7 期の基本的なところの中には、やはり入れることが難しいのではないかというふうに考えております。

7 期の中で家族介護支援というふうな部分もありますので、そういったところで事業としてどういったものが出てくるのかというのは、まだ事業化のところまではいかないかもしれませんが、そういったヤングケアラーがいるということを皆さんのほうから認知してもらい、そういったところから始めていきたいというふうに考えております。

○議 長 16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 4 保険・医療・福祉について

国のほうは施設介護から在宅介護というふうに切りかえをして、多分、第 7 期の介護計画もそこら辺がポイントになってくるかと思えます。そうするとこの 2015 年のアンケート調査を受けてから、福祉保健部では動いていないと。こういうところも、せっかくこういうところからしていただいたら、これを生かしてやっていく、そういう姿勢が大事だなというふうに思えます。

時間ですけれども、私は福沢諭吉の言葉、人はもともとみんな平等、みんな同じであると。しかし、勉強するかしないかは自分の頑張る気持ちで差が出るものである。その気持ちは平等ではなく、自分次第なのである。そう思っています。

しかしながら、先ほどの問題も含めて、子供たちにそういう環境を整備してあげる。それが前の世代の私は定めだと、責任だと思っておりますけれども、市長のお考えを伺って最後にします。

○議 長 市長。

○市 長 4 保険・医療・福祉について

ちょっと私が返せなかったところ、勉強する時間とかそういうことを確保してやりたいということで話されているのだと思って話をしますが、確かにそれは大事であります。ありますが、私としてはこれから在宅介護に向かっていく、世の中がそれを進めていくということの中で、本来、当たり前であった自分の家族の介護、これが過度になって自分の勉強時間がなくなったり、将来を見据えるそういう時間を割かれるというのは大変困ったことですが、本来は多分、戦後我々が失ってしまっていた家族のあり方とかそういうことにもう一度考えが及ぶ、これからはもしかしてそういうきっかけになるのかもしれませんが。悪いばかりのことではないと。そういう人間性の回帰といいますか、家族を思う気持ちの回帰とか。逆に言えば、ケアラーの——大変な人は別ですけれども、それをやっている人たちは本当に褒めてやる。そういう社会風潮がこれからでき上がっていくことが、こ

れから高齢化社会として介護を自宅でやっていく、私はそういう視点を持って臨んでいかないと、これから大きな問題になる介護に対する社会のあり方というのは、道を誤ってしまうのではないかと。同時にやっていくということだと私は解しております。

○議 長 質問順位 12 番、議席番号 7 番・田村眞一君。

○田村眞一君 傍聴においでの方皆さん、本当にありがとうございます。早いもので私は 2013 年 12 月議会、1 回目からきょうで 15 回目となります。全くの素人からこの間、現場を歩きながらささやかな提起をしながらやってきたわけですが、きょうも 3 項目、林市長に提起をしたいと、質問したいと思っております。

1 子ども医療費助成の対象を高校卒まで拡充を

大項目の 1、子ども医療費助成の対象を高校卒まで拡充を、であります。県内の子ども医療費助成制度は、入院、通院とも高校卒までが大きな流れであります。湯沢町は昨年 10 月から 18 歳までの子供の医療費を全額無料としました。きっかけは 2015 年に作成された湯沢町人口ビジョン総合戦略。この総合戦略の 6 本の柱の中の 1 つの目標、子供がすくすく育つまちで、町として子ども医療費の無料化を実施しますということで、具体化が始まったそうであります。平成 28 年度の予算は約 330 万円。平成 29 年度は 660 万円が計上され、ゼロ歳から 18 歳までの対象人数は約 900 人だそうです。

魚沼市は昨年新市長に当選した佐藤市長のもと、対象年齢を高校卒まで広げるとする予算が通りました。そして、4 月 1 日から実施となりました。対象者は 660 人、1,037 万円の増額となったそうです。この 2 つの事例は我が市にとっても大変参考になる内容だと思います。ことし 4 月から 40 歳から 64 歳の会社員が払う介護保険料は、月平均 290 円増えました。国民年金の支給額は、67 円減りました。このように社会保障制度で新たな負担増となり、そして給付減が老いも若きにも押しつけられているわけでございます。

国が社会保障削減路線を進める中で、各自治体で広がる子供の医療費の拡充のこの大きな動きは、我が市、市民にとっても明日への希望であり、子供たちの貧困対策につながると考えるものです。以下、市長に見解を求めます。

(1) 実施自治体は確実に広がっております。こうした動きを市長はどう考えていますか。見解を求めます。

(2) 私たちは市の財政状況を踏まえて、市民のこうした切実な願い実現に応えるために、責任ある現実的な財源を示しております。南魚沼市には自由に使える財政調整基金と合併振興基金を合わせて約 60 億円近くの基金がございます。その一部を活用すれば実施は可能と考えますが、林市長の見解を求めるものでございます。

以上、演壇からの質問といたします。よろしくお願ひいたします。

○議 長 田村眞一君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 田村議員のご質問の 1 つ目にまずはお答えさせていただきます。

1 子ども医療費助成の対象を高校卒まで拡充を

貧困対策も絡めたということでありませけれども、子供の貧困対策につながるということですが、貧困の連鎖というのは経済的な理由ばかりではなくて、私は家庭内の教育環境における要素も大きく反映している——それを否定するわけではないですけれども、前段を否定するわけではないですが、そういうことも考えられると思っています。そういう貧困が人ととのつながりまでも乏しくするというような悪循環を招き、世代間にも連鎖していくものと感じています。

この助成対象年齢を高校卒業まで拡充する自治体が増えているということは確かであります。私も昨年の選挙中、こういうことを公約の1つに掲げたということもはばからない事実であります。そう言ってまいりました。各自治体も当市と同様に限りある財源の中で、何が一番有効であるのかということを検討を重ねた上で実施しているものと考えています。我が市もそうあります。

南魚沼市では他の県内自治体に先駆けて合併当初から医療機関を受診する機会が非常に多いゼロ歳児の無料化を実施し、順次年齢を引き上げて、現在は4歳まで入院・通院の無料化をしてまいりました。ご存じのとおりであります。平成28年度実績によりますと、入院は年齢が小さいほどやはり多くて、ゼロ歳で150件ほど、成長するにつれ件数が減っていき、8歳以降は年齢による差はほとんどなくなって、10件から5件程度で推移しているという状況であります。通院は1歳が3,700件ほどということで最大です。7歳以降は1,900件から1,700件程度で推移をしていき、年齢とともに減少していくという傾向にあります。

また、部活動などの学校管理下におけるそういうけが、特に中学・高校とかになりますとあるわけであります。日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度で対応をしていると。市内の全小中学校は共済に加入をしておりまして、近隣の高校も、高校ですね、もほとんどの生徒がこれに加入をしているという状況であります。またひとり親家庭等医療費助成制度というのがありますが、高校卒業までの子供とその親を助成対象としているということでもあります。

このほか、不妊治療費の助成、妊産婦医療費の全額助成なども合わせて行っておりまして、南魚沼市は既に妊娠、出産、子育てへの切れ目のない支援に取り組んでいるというふうにご考えております。医療費助成制度の年齢対象だけを見て——これは私も当初そういうずっと言ってきたわけですが、この対象年齢だけを見て他の自治体と比べるとではなくて、総合的な子育て支援政策について財政状況や南魚沼市全体の事業バランスを考慮しながら実施していることを、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

議員は、毎回といいますか、この質問をされますが、私も今のところ同じ答弁しか、そういうほかの考えを持ち合わせておりません。やはり、隣の芝は青い。我が市の実態もよく考えていただきまして、いろいろなことで、例えば議員のところにも市民の皆さんから話があるのだと思いますが、そういうこともぜひ、ご説明もいただきたいという思いがしているところであります。

県による医療費助成制度の一元化につきましては、私もここで何度も答弁させていただきましたが、これは南魚沼市から新潟県の市長会に強く要望させていただいております。実は全県的にこの要望はやはり出てまいりました。そして、先ほど行われました北信越の市長会でもこ

の問題は大きなテーマとしてやはり上がってまいりました。ただ、その中でなるほどと思っ
ておりました。我々は実はほかの市、県のところとこれを比べておりませんが、例えば糸
魚川の市長さんの発言の中では、大変隣の県のそういう医療費の助成のやり方は違うわけ
です。なので、これをもって市民の皆さんから、隣の県に引っ越しをするぞというようなこと
で責められたりということもあって、我々としてはその拡充というのは、県のその一元化を待
てないというような発言もあつたりする中で、大変ほかの市長さんの方もこれには苦慮して
いるということでもあります。やはり、子供は生まれるところを選べないという中では、県
の一元的なちゃんとした、サービスのばらつきがあるのではなくて、そういうことを求
めていくという姿勢を貫きながら、でもそれができるのを待っているわけにもいきませ
んので、どこができるかということをも十分考えながらやっていきたいと思っ
ています。

2つ目の基金の一部を活用すればということではありますが、基金は災害や臨時的な財政需
要に対応するための財源というふうに思っておりまして、その一部を取り崩して経常的に、も
う一度制度を決めてずっとそれを続けなければいけない、そういう特徴のあるこの医療費
助成に充てていくということは、私は全く考えておりません。以上でございます。

○議 長 7番・田村眞一君。

○田村眞一君 1 子ども医療費助成の対象を高校卒まで拡充を

1項目ずつ質問していきたいと思いますが、まず、最初にお伺いしますのは、3月議
会からこの間ですが、市長のところ子ども医療費助成を高校まで広げてほしいとい
う、そういう声とかそういうものはあったのでしょうか。その点をお伺いします。

○議 長 市長。

○市 長 1 子ども医療費助成の対象を高校卒まで拡充を

全くないというわけではないかと思いますが、非常にほかのいろいろな要望の中
から見ると、この高校までのという話を持ってくる方は、私のところにはほとんど
おりません。

○議 長 7番・田村眞一君。

○田村眞一君 1 子ども医療費助成の対象を高校卒まで拡充を

新日本婦人の会南魚沼支部の皆さんが、多分、この要望をやられたという情
報を得ております。それで、私はこの問題を考える上で、1つ情報提供を
したいと思っております。3月議会でもそうですけれども、市長は他の自治
体との細かい比較ということに非常に抵抗感を、抵抗しているというのが
非常に答弁の中で感じられるわけですが、私はこの間、高校卒まで対象
を広げた3つの自治体の内容を皆さんに紹介したいと思います。弥彦村
でございます。きっかけは、子育て支援の拡充と環境整備をうたった村の
総合戦略の具体化として始まったそうです。予算は平成29年度で
増えた予算が372万円、増えた対象人数は232名だそうです。

上越市、きっかけは県の補助金が交付金になるとき試算をし、増える見込み
があったために、それが1つ目。ほかの市町村もやっている、そういう流れ
を受けとめて拡充に踏み切ったと。予算上で言いますと、増えた対象
人数は5,931人で、増えた予算は約7,129万4,000円です。

最後、佐渡市です。きっかけはまち・ひと・しごと総合戦略の中で、
切れ目のない子育て支

援の部分で庁舎内で検討して、高校生への支援が薄いという結論になり、拡充に踏み切ったそうです。増えた対象人数は1,157人で予算は、平成29年度増えた予算は、約2,083万6,000円です。

以上、3つの自治体の拡充に踏み切った理由を紹介しましたが、その中で私はやはり高校生への支援が薄いというこの佐渡市のことは、非常に参考になることだと思います。こういう自治体の姿勢は、やはり決断に踏み切る内容だというふうに思いますけれども、市長の見解を再度求めたいと思います。

○議長 市長。

○市長 1 子ども医療費助成の対象を高校卒まで拡充を

先ほど自分の公約の中では高校という話をしてきましたが、今、果たしてそれでよかったろうかというふうに思っているのです。決断をもしもできるのだとすれば、私は高校生ではなくて、もしやれるとすればこれから考えたいのは、4歳までの今のところから5歳、6歳、先ほど言いました、そちらのほうが全然診療する件数やそういうかかる率が高いわけでありまして、そのほうが途切れのないそういう子育てのつながりになるのではないかと、私は今思っています。高校生のほうよりもよほど先にしたいところがありますので、私はそういう考えを持っていますが、まだそれを決めたわけではありません。決断するならば、そっちが優先だというふうに思っています。全体を見て考えてください。

○議長 長 7番・田村眞一君。

○田村眞一君 1 子ども医療費助成の対象を高校卒まで拡充を

3月議会と大分また違った展開になっているわけでありましてけれども。別の角度からちょっと質問をさせてもらいます。そういう面ではちょっと高校生を対象という点では、3月からまたさらにちょっと後退してしまったという点は非常に残念であります。ぜひこれを——先ほど考える上で貧困と格差の問題がやはり1つあると思いますよね。貧困連鎖を感じるということもおっしゃいましたけれども、きょうは私は詳しくは申しません。また次の機会にやります。

6月4日にNHKでまたスペシャル番組がございました。私は結論から言いますと、貧困家庭の子供たちはやはり声を上げられないということがこの実態として浮彫になったと思います。自分の将来に希望が持てないと答えた方が全国的な調査でも38.4%でした。ですから、6人に1人です。そういった意味でも声なき声に答える上でも、格差と貧困をただす上でも、対象を高校生まで広げるといふことはいかにそういった高校生に希望を与えるかというふうに思うわけでありまして。

それとあわせてもう1つの角度で言いますと、先ほど3月議会で市長は子供の医療費助成は本来県がこの制度の一元化をするべきと考えるとおっしゃいました。これを実現するためにも、やはり先ほど言ったとおり自治体で広がっているこういう高校卒の流れを合流して、共同を広げていくことは非常にそれを実現する上でも大事だと思います。踏みとどまっていたのはやはり逆効果になるというふうに考えていますが、市長の見解を伺います。

○議長 長 市長。

○市長 1 子ども医療費助成の対象を高校卒まで拡充を

恐らく、これはいつとは言えませんが、県のほうはかなりこれを考えています。そういう発言は知事からも聞いております。そういう中で、まだわかりませんので言えませんが、やりたいことはやまやまです。当然です。全部拡充していきたいのは当たり前ののですが、先ほどから答弁でも繰り返し述べさせていただいているように、その辺を財政とも考え、恒常的なやはりサービスになる、市民サービスになる部分でありますので、そう軽々に今ここでできない。しかし、もうちょっと光を当てたい部分は、議員は高校にずっと先ほどから話を一貫してやっていますが、その前にも言っていた、つながっていくというあり方の中では、私が先ほど述べたような4歳児以上の、その空白の部分についてやはりやっていくということも十分考えていかなければならないのではないかというふうに思っておりますので、全体を見ながら考えていきたいと思っております。

○議長 長 7番・田村眞一君。

○田村眞一君 1 子ども医療費助成の対象を高校卒まで拡充を

(2)に移りたいと思います。財源論ですね。財源論についてちょっと基金の一部を活用すれば実施可能であります。市長からはその災害や臨時的な財源と位置づけているというお話ですけれども、私は昨年9月議会で前市長ともやりましたが、やはり貯蓄ゼロ世帯。今、貯蓄ゼロ世帯が増加しているという点を前市長にもお示ししました。これは日本国家公務員労働連合会の機関誌、月刊誌の「KOKKO」という部分の数字ですけれども、貯蓄ゼロ世帯、2012年は全国で1,421万世帯、そして3年後の2015年は1,888万世帯ということで、この3年間で466万世帯増加して1.3倍になりました。

子育て世代への経済的支援、この基金を使うということの意義ですけれども、やはりこういう実態ですね。自治体にはちゃんと基金があって、やはりそういう世帯が南魚沼市でも少なからずやはり増えているわけでありまして。そういう点は非常にそこを直視すれば、やはりこの基金を使って踏み切るということも、子育て世代への経済的負担軽減につながると思います。そういう角度から基金を活用するという角度について市長の見解を伺います。

○議長 長 市長。

○市長 1 子ども医療費助成の対象を高校卒まで拡充を

先ほど私の答弁をお聞きになっていたと思いますので、繰り返すわけではありませんが、そういう考えは持っておりませんので、何度聞かれても同じ答えになります。

○議長 長 7番・田村眞一君。

○田村眞一君 1 子ども医療費助成の対象を高校卒まで拡充を

非常に残念であります。そういう意味ではこういう実態をひとつ直視してもらってほしいと思いますけれども、これ以上やってもちょっと平行線でございます。

この部分のまとめにあります。18歳選挙権が実現となりまして、高校生の政治への関心、見る目は厳しくなっていると思います。市長はこの3月に塩沢商工と六日町高校の卒業式に出席をしました。そして、そこで挨拶して戻ってきてくださいと呼びかけました。やはり私が対

象を高校卒にこだわるのは、やはりそういう呼びかけ、そういう訴えを、それを実現することが、やはりその声なき声の高校生たちに希望を与えるというふうに思うわけで、ぜひ、昨年掲げた公約の実現を、早期実現を重ねて求めて、1項目目の終わりにしたいと思います。

2 国保は社会保障、高すぎる国保税の引き下げを

次は2項目目です。国保は社会保障。高すぎる国保税の引き下げをであります。2018年度から始まる国保の都道府県化で最大の関心は、国保税がどうなるかであります。景気がますます悪くなる中、県下トップクラスの国保税引き下げは待ったなしの課題です。以下、市長に見解を求めます。

(1) 1938年に旧国保法第1条では「相扶共済の精神に則り」と、国保は助け合いだと強調されておりました。しかし、1958年の新法第1条ではその部分はなく、社会保障に寄与すると変わりました。国保は加入者の助け合いではなく社会保障という立場について、市長の見解を伺います。

(2) 総務省が5月30日に発表した4月の家計調査によりますと、1世帯当たりの消費支出は29万5,929円となり、物価変動の影響を除いた実質前年同月比、1.4%減少しました。2016年2月のうるう年効果を除くと、マイナスは1年8か月連続です。賃金の伸び悩み、社会保障の負担増で消費の低迷が長期化しています。国保加入者を取り巻く経済状況について林市長の認識を伺います。

加えて、ことし1月から3月に行った新潟県商工団体連合会の営業と暮らしの実態アンケートでは、回答者の6割以上が売上げ、利益が前年より減少したと回答しました。自治体への要望として4割の方が国保税の引き下げと回答いたしました。このように営業と暮らし応援へ一般会計からの繰り入れを大きく増やし、国保税の引き下げを求めるものですが、市長の見解を求めます。

(3) 4月17日に開かれた第189回国会、厚生労働委員会の場で、厚生労働省の唐澤政府参考人は日本共産党の堀内委員の質問に対し、一般会計からの繰り入れはそれぞれの自治体で判断いただく。これを制度によって禁止するというふうなことは考えていないと答弁しました。市長の認識、今後、市としての対応について伺うものです。

○市長 2 国保は社会保障、高すぎる国保税の引き下げを

田村議員の2つ目の質問です。毎回国保の話は出させていただいておりますが、この件につきましてまた再度ご説明申し上げます。

議員のおっしゃるとおり、国民皆保険制度これは、健康保険は社会保障であるという観念のもとに恐らくずっと幾多の困難を克服して成立してきたものであると思っています。その意味で国保運営に行政が深くかかわることはしごく当然なことであります。しかし、全ての保険は相互扶助の精神で支えられているということも事実であると思います。国民健康保険も協会けんぽなどの被用者保険も、相互に助け合うことで日本の国民皆保険は維持されているものと考えております。

国保税負担の重圧感は私も国保でありましたので、大変認識を、私みずからも含めて認識を

しているところであります。これは誰もそうだと思います。国民皆保険制度を今後も維持していくためには、国や自治体の支援と合わせて加入者が応分を負担し、他の健康保険加入者の理解を得ていくことが必要であるというふうに考えております。この質問にはこういう答えになります。

2つ目のところであります。国保税をはじめとする社会保障の国民負担は、少子高齢化という状況の中でこれは当然上昇傾向にありまして、家計に与える影響も増大しているということは私も認識をしています。国保は障がいなどで正規に就労できない方、例えば所得の低い方、高齢の皆さんなどの加入者が他の健康保険に比べて著しく多いということから、医療費負担に比較をして保険料収入が少ないという特徴がある。これはまあ当然おわかりのことだと思います。また、被用者保険における事業主の負担分がないために、所得に対する負担感が多い。これもご存じ、当然であります。

議員から当市の国保税は県内トップクラスであるという指摘があったと思います。賦課総額を加入者数で割った1人当たりの税額は、確かに県内上位にあります。しかし、昨年度の国保税率で税額を試算しますと、所得額300万円の4人家族では県内20番目、平成27年度は13番目でありました。所得額139万円4人家族の5割軽減世帯で見ますと19番目、平成27年度は11番目であります。当市は1人当たりの課税所得が高いという特徴がありますが、保険税率は県内の低いほうに位置をしているということでもあります。当市の健康保険会計、国保会計ですね、平成26年度から法定外繰入を行うことでかろうじて黒字化しているという状況があります。国保税の引き下げにつきましては、現状では極めて困難であるということを重ねてご理解をいただきたいと思っております。

3番目のご質問であります。このたびの医療保険制度の改革につきましては、増大する医療費、少子高齢化の進展、現役世代の負担増、国保の構造的な課題の克服、こういった背景があるということでもあります。国は全国の市町村が法定外繰入で賄っている金額、これは合計しますと約3,500億円。全国の市町村の法定外繰入で賄っている金額に匹敵する3,400億円を投入して、国保財政の安定化を図るとともに、都道府県を国保財政の主体とすることで財政基盤の強化を進めるものです。それが先ほどから言っている改革の中身です。制度改正の趣旨からしますと、市町村の法定外繰入で賄ってきた国保の体質を解消していく方向であると認識をしています。

厚労省、制度改正後の法定外繰入につきましては、平成30年度以降も理論的には可能であるとしています。厚労省は。しかし、この制度改正の趣旨を踏まえて、他の健康保険加入者からの理解を得ていくためには、永続的に法定外繰入を行い続けることはできないというふうに考えております。

新制度における税率については10月以降に具体的なシミュレーションが行われるということですが、仮に現行税率よりも県が示す標準税率が著しく高い場合には、一定期間の激変の緩和策として法定外繰入を検討することも考えられるかと思っております。

いずれにしましても今回の制度改正で応分の負担という概念が、標準税率という形で客観的

に示されるということになります。これを度外視した運営は成り立たないというふうに考えておきまして、その基準に向かって努力していく必要があるかと考えているところであります。以上であります。

○議 長 7番・田村眞一君。

○田村眞一君 2 国保は社会保障、高すぎる国保税の引き下げを

再質問を行います。1項目目からであります。社会保障という点では一致しているのですが、やはり助け合いという部分がどうしても残るわけでありまして。市民にとって一番わかりいいなという事例をちょっと紹介したいのですが、短期証と資格証の発行なのですね、資格証。所信表明で平成28年度から短期証は192人から平成29年度は153人。39人減っています。資格証は平成28年度から134人が平成29年度は104人と30人の減ということで、過去の私が議員になった時代からずっと、担当部の努力等で減る傾向になってきているわけですが、国保は社会保障だということはまさにその国保加入者の命と健康が何よりも優先されるという、こういう理念に、だというふうに私は思います。しかし、現実には南魚沼市はこの資格証と短期証を発行している自治体の1つであります。ですから、ここが非常に私はずっと議員になって、社会保障といいながら資格証を発行するということがおかしいのではないかと、このことを思いますが、その点は市長はどんなふうに考えていらっしゃるか、お願いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 2 国保は社会保障、高すぎる国保税の引き下げを

これも何度もここで多分、議論されてきたことだと思いますが、納税という、納税の責務と、いいですか義務がある中で、全てのやはり行政サービスというのがあるという原点を忘れられては困ると私は思います。なので、このことで資格証、これで何かをできないということではないというように思っていますが、そういうことでご理解をいただきたいと思っております。納税の公平、そういうことがあるわけでありまして、よろしくお願いいたします。

○議 長 7番・田村眞一君。

○田村眞一君 2 国保は社会保障、高すぎる国保税の引き下げを

これも昨年の9月議会で私もちょっと理論的な話をしたのですが、社会原理と保険原理という非常に私もこれは難しく、社会原理と保険原理。サービスしてほしかったらお金を払わなければサービスしませんよという、それがこの国保には含まれているという部分がありますけれども。

次にちょっと質問しますが、資格証を発行しないことによる弊害は何でしょうか。そして、またどういった対策をとっておるか、もう一度確認の意味でお伺いします。

○議 長 市長。

○市 長 2 国保は社会保障、高すぎる国保税の引き下げを

大変申しわけありませんが、担当の部課長から答弁させます。先ほど前段のところではちょっと言葉が引っかかっているのですが、何て言うのですか、払ったからサービスがあ

ると。そこを超えて、行政は払わなくてもさまざまなサービスをしているということもご理解いただきたいと思います。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 2 国保は社会保障、高すぎる国保税の引き下げを

資格証を発行しないことの弊害ということでもありますけれども、これは国のほう指針で資格証、短期証はきちんと発行しなさいという方針が出されているわけでもあります。その中ではやはり市長が申しました負担の公平性であります。払うべきものは払わなくて保険給付だけが受けられるということが蔓延をすれば、これはモラルハザードに至ってしまう。誰も保険料を払う人がいなくなってしまう、という危険性は多分にあるわけでもあります。

命まで取ろうということではありません。それは事前に相談をしていただく、あるいは納税相談をしてもらう、状況確認をさせてもらうという中で、もしかのときには我々もそのときには力になりますよということで、納税相談等を一生懸命やっているわけでもあります。これは今、その対策ということでもあります。これ以外にないわけでもあります。我々が本人とお話をし、あるいは状況を確認して、どういう状況であるか、何ができるか、できないかということ、我々一緒になって考えるということが一番の対策である。これをモラルハザードが起きないような段階で抑える。私はこれどんどん減ってきているのは、一生懸命税務課の職員がその努力をしてきたからだとは私は思っております。ご理解をいただきたい。

○議 長 7番・田村眞一君。

○田村眞一君 2 国保は社会保障、高すぎる国保税の引き下げを

またこれは比較になりますけれども、県内で加茂市は資格証とか短期証を発行しない。こういう自治体有加茂市と見附、あと村もあったのですけれども、あるのですね。そして、収納率が上がっているのですね。収納率がいいのです。私はちょっとその中身まではきょうは紹介できませんが、国の指針ということをおっしゃいますけれども、やはり地方分権一括法ではありませんけれども、自分の自治体のことは自分で考えるというそういう考え方も、ぜひ發揮してもらって、発行しないからということではなくて、発行しなくても、しっかりと収納率を上げている自治体がありますよという内容をぜひ、つかんでもらいたいということです。

(3) 番目に移ります。繰り入れであります。繰り入れの関係であります。自治体の判断で、であります。永続的に法定外繰入はできないという、これは当然ながら今の財政事情からきているわけでもありますけれども、そういう内容だと思うのですが、私はだから繰り返すようだけれども、市長はその家計——やはり国保加入者を取り巻く現状がやはり鍵だなど。やはりこの深刻な実態というのは市長が認めているわけであります。重圧感を持っているということですから、これはもう声を上げて世論を広げてやるしかやはり方法はないと思います。

議会でも私もどんどん取り上げていきたいと思いますが、ともかく大もとは1980年代に、国庫負担を半分にしてしまったという、ここに元凶があるわけです。ですから、南魚沼市だけで頑張るのだけれども、国そのものの姿勢を変えていかないといけないなというふうに思います。市長会でも国庫負担をやはり復活させるという、そういう取り組みをさらに強くやっていくと

いう点について市長の見解を求めます。

○議長 市長。

○市長 2 国保は社会保障、高すぎる国保税の引き下げを

必ずここでやるというかは、ちょっと答えられないと思っておりますが、必要があればやらなければいけない。この制度の推移、経緯を見て、先ほども言っているのですけれども、例えば税率が非常に高くなってしまった場合には、ずっとこの法定外繰入を——法定外ですから、法定外の繰り入れをずっと続けることはできないが、しかし、大変に高くなってしまったということが発生した場合には、激変の緩和措置等を含めてやっていかなければならない。そういう状況に陥った場合には当然我々も地方から、市長会等を通じて中央に声を上げていかなければならない。そういう姿勢かなと思っております。今の時点はそういう答弁にさせていただきます。

○議長 長 7 番・田村眞一君。

○田村眞一君 2 国保は社会保障、高すぎる国保税の引き下げを

南魚沼市がこれまで国保に法定外繰入をしてきたことは、加入者への負担軽減のみならず、深刻な社会問題になっている格差の是正につながってきていると私は思っております。市民の営業と暮らしを応援し、そして地域経済にも明るい兆しを与えるためにも、一般会計からの大幅な繰り入れを行って県下トップクラスの国保税の大幅な引き下げを重ねて求めて、この項の質問を終わりにいたします。

3 地下水に頼らない対策を進め、地盤沈下の抑制を

次に3項目目でございます。大項目3、地下水に頼らない対策を進め、地盤沈下の抑制であります。地盤沈下は7大公害、市民の英知を結集し、地盤沈下抑制への啓蒙を図って、冬場、誰もが資力の有無にかかわらず安心して住み続けていけるよう、以下、市長に見解を求めるものでございます。

(1) 番目、上越市では地盤沈下が著しく進行する緊急時には、揚水設置者、道路消雪設置者へ50%削減など強力な要請を実施しています。こうした事例を参考に、我が市として現状に合う有効な対応を検討すべきと考えますが、市長の見解を求めます。

(2) 除排雪、屋根融雪への支援の拡充。流雪溝整備など地下水に頼らない雪処理対策をさらに強力に進めていくべきと考えますが、市長の見解を求めます。

○議長 長 市長。

○市長 長 3 地下水に頼らない対策を進め、地盤沈下の抑制を

田村議員の3つ目の質問です。地下水問題であります。お答えしてまいります。

1番目の質問。現在行っている地盤沈下対策の一例ですけれども、この上越市でしょうか。当市では、地下水位の低下が継続して進行する場合には、注意報及び警報を発令しています。地下水位の低下が10メートルを超えて継続して水位低下が見込める場合には注意報を、また15メートルを超える場合にはFMゆきぐにさんを通じて警報を発令している。

議員の言われているこの上越市の問題で、上越と言っても直江津側の海拔が非常にゼロメートル地帯といいますかのところですね。うちとそういう状況が違うということも、ちょ

っと考えていただきたいというふうに思っているのですけれども、警報発令時に水を上げる揚水設備設置者に対して、要するに井戸の設置者に対して、揚水量 50%削減などの要請を行いますけれども、これに法的強制力はないのです。ありません。そして住民に大きな混乱が生じることのないように配慮しているということです。

当市においても、南魚沼市におきましても、地盤沈下対策として節水の重要性を市報等で周知をし、降雪が弱まったときには無駄な散水を行わないように啓発に努めてまいりたいと思います。

改正条例案のことですけれども、この中では地下水利用監視員制度、まだこれは仮称ですけれども、監視するそういう人たちを制度化する。これを設けて、市内の地下水利用状況の巡視、見て回る巡視、節水の呼びかけを行っていきたいと考えております。これは現行条例、今のこの条例の地下水利用調査協力員制度を踏襲するというものでありますけれども、より能動的に市内の状況把握が可能な体制に強化をしていきたいというふうに考えているところであります。また、地下水利用監視補助員制度、これは先ほど言ったこの仮称ですけれども、これを設けて節水の呼びかけを行っていただける方に委託をする方法なども含めて検討をしているというところであります。

2つ目のご質問の部分です。このたびの地下水条例の改正につきましては、地域住民の生活保全が喫緊の課題となっていることから規制を緩和するものでありまして、これまで掲げてきました地下水に頼らない雪処理方法の方策の追求という方針は、前のどなたかの議員のときにも話をしておりなのですけれども、今後もこういう議員のおっしゃる強さに検討するべきだが、地下水に頼らない雪処理対策に力を入れろということで、これは堅持をしていきます。

地下水以外の融雪方法については、旧上町のエコ住宅で、地下熱それから地下水熱、この利用の融雪設備の実証実験等を——議員もご存じのとおりであります——行ってきましたが、設備自体が非常に高い、高価なものであることや、十分な融雪効果がなかなか得ることができなかった。いろいろなことにチャレンジしてきたわけですけれども、採用になかなか至りませんでした。そして、灯油ボイラー融雪、屋根融雪等よりも、ランニングコストが安い木質ペレットによる融雪設備の導入など試験的に行っています。このほか下水排熱を利用した道路融雪もありますし、一般住宅において普及できる内容ではなかなか今そういうのが難しい。やはり、現在その地下水というものは大変有効であるということは結論に至っているというふうにお考えいただきたいと思います。今後も情報収集に努めて地下水に頼らない、そういうことは当然考えていくということはきちんとやっていきたいと思っているところであります。

市では住宅屋根の除雪を自力で行うことが困難な、例えば高齢者世帯、要配慮者世帯に対して除雪費を補助する制度、これは福祉課のほうで行っていますけれども、こういったものや、地盤沈下抑制を目的に住宅、あとは事業所の克雪——雪に勝つ克雪化や宅地等の消雪設備に対する補助制度、これは都市計画課のほうで行っていますけれども、こういったものを設けている。さらに支援を拡充するには補助対象や補助要件の設定や財源の問題等がありまして慎重に検討せざるを得ないという状況であることをご理解いただきたいと思います。

今後の流雪溝等の整備につきましてもあります。例えば十二沢川からの新たな水利権取得の許可が得られた後、もうここでも既にご説明してきましたけれども、全体計画の変更、また道路管理者4者による負担協定の変更協議を行う新たな取水施設工事、送水管の工事、及び駅西の地区を含む未整備路線の流雪溝の本体工事等を進める計画となっています。今後も地下水に依存しない克雪方法の研究、それからそれらの追及、これらは鋭意努力をしまいることをあわせ持ってやってまいりますので、よろしくご理解をいただきたいと思ひます。

○議 長 7番・田村眞一君。

○田村眞一君 3 地下水に頼らない対策を進め、地盤沈下の抑制を

(1) からであります。上越市の報告制度の創設についてちょっと伺いたいと思ひます。

上越市の生活環境の保全等に関する条例というのがありますが、その中でストレーナーの下限位置が地表面下20メートル以深の揚水設備設置者には、地下水の採取量を測定し、報告することが定められているそうであります。こうした上越市の取り組みを参考にして、我が市でも個々の設置者が自分の揚水量をつかみ、常日ごろから節水への意識化を持っていただけるよう、報告制度を新しい条例の中に盛り込む必要があると思ひますが、市長のお考えを伺ひます。

○議 長 市長。

○市 長 3 地下水に頼らない対策を進め、地盤沈下の抑制を

これについては明快な答弁があると思ひますので、担当の部課長に答弁させます。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 3 地下水に頼らない対策を進め、地盤沈下の抑制を

上越市の取り組みは、本当にかなり厳しい取り組みをしているなというふうにご我々も見ております。揚水量を報告させるためには、これは揚水機をつけなければならないわけですね。水道と同じでメーターをつけなければならない。それをきちんと時間を区切って読んでいかなければならない。これは一般家庭にそれを全部強制する、あるいは揚水機メーターをつけなさいということをご条例上でもって規定することは、非常に困難であろうと思ひます。実際にではその報告を受けて集計をして、どうなのかということごです。意味がないとは言ひませんが、結果として1年間どのくらいごみましたかという報告をもらったところで、それは自分が使い過ぎたな、これは多かったなという反省はできるにしようも、今ここでやめてくださいということにつながるのか。後追ひの情報収集でしかないのではないかと。

上越市が抱えている問題はご我々よりもっと切迫しているごです。波がかぶってしまう。土地を流してしまうという恐れがある。あれは条例というより新潟県条例ごですね。県条例で規制がかかっている区域ごです。非常に厳しい立場に置かれているわけごすけれども。

ご我々は今回の条例改正で考えておりますのは、地下水そのものを1滴もくまなければ、それは確かに地盤沈下は起こらないかもしれませんが、それはそうはならない、できないと。使うのであればどこまで使えるごのでしょうか。要は地下水位が地盤沈下を引き起こすレッドゾーンまでいかなければ何とかなるのではないかと。今までもそういう降り方と地下水位の関係を見てくと、全く使えないのではないのだと。今これ以上使うとやばいごすよと、このピン

ポイントで皆さんに節水を呼びかける。このことが地盤沈下対策で一番効果的であるというふうに考えております。

非常に難しい点もあります。ありますけれども、そういう点で総量を例えば何トンくみ上げました。あなたペナルティですよという形が果たしてベストなのか。ものすごい労力と経費をかけて揚水機をつけてやった結果が、それほど出るのだろうか。我々は疑問に思っているところがあります。今の条例改正ではその点は考えていないということでございます。以上です。

○議 長 総時間の残り 10 分を切っておりますので、まとめをお願いいたします。

7 番・田村眞一君。

○田村眞一君 3 地下水に頼らない対策を進め、地盤沈下の抑制を

市の考え方はわかりましたが、私の意図していることは、それを機械的にするな、個々の人たちが、やはり総揚水量といっても、社会厚生委員会に出された資料というのは非常に私は率直に言うとかかなり大ざっぱだと思うのです。そこにいかに制度を持つてくるか。制度性を高めるために上越市の例を挙げただけで、それを機械的にするというふうには私も思いませんが、そうやって個々で、例えばある方は電気料金、電気料金から逆算して流量が計算できるというのを私に教えてくれたのです。なるほどな、それぞれいろいろな知恵があるなと思いました。そういうことで節水意識。もう、やはり節水意識をやるという意味でどうかということなので、ぜひ、その点で市長どうですか。考えがあったら。そういう意図で私は質問したつもりだった。

○議 長 市長。

○市 長 3 地下水に頼らない対策を進め、地盤沈下の抑制を

そうですね、意識が非常に大事だということは当然であります。ただ、具体的な話はまだ一ほかの方にも話したことになると思いますけれども。間欠のスイッチつきで、やはり時間的にとめたりとか、さまざまなことをやってみるということだと思います。水をくみ上げなくても、雪の重みだけで地盤沈下が起きているという地域ですから、ここは。そういうところもあるということでありますので、大変な問題であろうと思います。

まあ、極めて一番なのは、今回市政報告会でも話をさせていただいているテーマは、皆さんでその地下水を大事にしていこうという意識を高めていかないと、決まりや条例だけでここは済みませんよという話をしているつもりでありますので、まさしく議員が私に今、問いかけていることを、私も市民の皆さんに問いかけているということでありますので、ご理解をいただきたいと思います。意識の問題が一番だと思います。

○議 長 7 番・田村眞一君。

○田村眞一君 3 地下水に頼らない対策を進め、地盤沈下の抑制を

市民の意識で節水をということに尽きると思いますが、ぜひ、私もいろいろな知恵を集めてこの節水に向けて頑張っていきたいと思います。

(2) 番目であります。ここでは屋根融雪の設置者の関係の質問をしたいと思います。この前も質問があったとおり、六日町地盤沈下地域の方たちは、六日町が井戸規制をかける前後の

年に、井戸を掘る人と屋根を融雪方式に変える人に分かれたそうであります。当時は灯油の値段が下がり続けており、暖冬が続いたため、屋根融雪を設置した人が結構いたそうですが、その後、灯油の値段が上昇し、当時の2倍くらいになっているのですが、また、平成18年の豪雪のように降り続く年もあり、家計に占める融雪経費が多額になって、融雪装置を動かさずに雪おろしに変えた家もあります。融雪装置を設置した人も設備が老朽化し始め、つけかえ時期がきているが、費用が高額なためなかなか更新できないでおります。高齢化が進み、事態は深刻だと思えます。

そこで市長に伺いますが、地盤沈下は公害であるという認識のもと、地下水消雪を使わず雪処理をしている、灯油による融雪方式を実施している皆さんに対し、どんな支援が必要かアンケートを実施すべきだと思いますが、そういう考えがあるかどうか伺います。

○議 長 市長。

○市長 3 地下水に頼らない対策を進め、地盤沈下の抑制を

議員、この今の質問は、多分、内容が通告にはないですね。ありませんので、ここで私が全部きちんと答えることができませんので、担当部課長に答えさせますのでよろしく願います。

○議 長 簡潔にお願いいたします。

市民生活部長。

○市民生活部長 3 地下水に頼らない対策を進め、地盤沈下の抑制を

今の条例改正の中での取り組みとしてはちょっと時間的に無理がありますので、アンケートについては今考えておりません。ただ、灯油だけではなくて、いろいろの設備を入れている中には、今回の条例改正に必ずしも心から賛同できないという方もいらっしゃいます。いろいろな声はさまざまな形で拾っていきたいと思っておりますけれども、正面切ってアンケートという形を取るかどうか、これは今、検討させていただきたいと思えます。

○議 長 7番・田村眞一君。

○田村眞一君 3 地下水に頼らない対策を進め、地盤沈下の抑制を

ぜひ、検討してください。お願いいたします。

最後です。まとめになります。地盤沈下は7大公害の1つです。消雪パイプの出現によって雪国の生活は一変しました。この六日町で起きている地盤沈下は、全国でも特異な珍しい事例であります。これまでの努力、さまざまな研究を含めて20数年来の努力を無駄にせず、生かして地下水に頼らない新しい方法を生み出すために、市民と私どもが力を合わせてあらゆる英知を結集して、この公害と一緒に立ち向かいたいということを申し上げて終わりにします。

○議 長 ここで休憩といたします。開会は3時ちょうどといたします。

[午後2時43分]

○議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

[午後3時00分]

○議 長 質問順位13番、議席番号8番・中沢一博君。

○中沢一博君 中沢一博でございます。本日最後になりました。元気いっぱいやりたいと思いますので、ひとつ1時間よろしく願いいたします。それでは、通告に基づき一般質問させていただきます。

1 「教育は未来への投資」拡充を

最初に1点目であります。教育は未来への投資、拡充をと題しまして質問をさせていただきます。児童・生徒・学生と全ての若者に希望の未来を。そんな意味で教育は幅広いわけでありますけれども、4項目に絞って質問をさせていただきたいと思っております。

1点目であります。給付型奨学金に向けた条例改正について質問させていただきます。この給付型奨学金については、林市長になって12月議会、そして3月議会とずっと質問しております。本当に恐縮しております。ですけれども、どうしてもこの南魚沼市の未来を考えると、人を育てていくこの重要性を考えるにつけ、やはりこの教育政策に力を入れなければならないと感じるわけであります。そんな意味で再度質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

今議会でも看護師への給付型奨学金の補正予算を計上いたしました。私は画期的なことだと思っております。国も2017年度から経済的に困窮する大学生に向け、返済不要の給付型奨学金が一部先行実施されました。人数はまだ少ないのですけれども、国全体で約2,800人の枠として一部先行実施し、そしてこの2018年度から約2万人規模で本格的にスタートいたします。

具体的には住民税非課税世帯から大学や専門学校などへの進学者のうち、高校などの推薦を受けた学生に、毎月2万円から4万円が給付されます。さらに児童扶養施設出身者などには、入学時に24万円が追加給付されます。この2017年度からは無利子奨学金の貸与人数も拡大いたします。この高等教育を受ける機会が、本人の意思ではなくて、経済的また家庭的な事情に左右される状況を是正する意味でも重要な意義があると思っております。この全ての子供たちに教育の機会を平等に与えることが、最も大切な観点であるわけであります。

格差社会が世界中で問題となっている中で、特に教育支出の自己負担が高い日本においては、教育格差となってあらわれています。意欲も能力もあるのに進学を断念せざるを得ない学生をなくさなければいけないのであります。この給付型奨学金の創設は、貧困の連鎖を打ち切るということは誰もが知っているわけでして、大切なわけであります。未来ある若者の希望が、社会的、経済的な制約で奪われるようなことがあってはなりません。これは本人だけではなく社会全体にとっても大きな損失であります。人こそ最大の資源であります。未来の発展を、若者の未来を開くことから始めなければなりません。

そうした中、今回の質問にあります、当市の条例を見たときに、貸与はありますが給付はないわけであります。この2018年から本格的に給付型奨学金を受けたくても制度がなければ受けられないのであります。そんなことがあってはいけない、早急に整備する必要があると思ひ、私は今回質問をさせていただきます。

ちょっと私もいろいろ調べさせていただきましたが、あるのかもしれませんが、ありませんけれども、ありましたら私が勉強不足で謝りたいと思っております。

2点目であります。地方に就職する学生の奨学金返済額を減らす制度の創設についてお伺いいたします。このことにつきましても林市長には12月議会でも質問をさせていただきました。これは地域の将来を担う若者の育成に積極的に取り組んでいかなければならない。このことにつきまして、林市長も声を大にして言っていることであります。あえてまた質問させていただきます。地方に帰ってきて就職する学生の奨学金返済額を減らす制度であります。自治体や産業界が共同で基金をつくり、卒業後の返済を一定の割合で肩がわりする。これを実施すれば私は若い世代を呼び込むことができると私は感じるわけでありまして。市長の見解をお伺いするものであります。

3点目であります。就学援助におけるこのランドセル等、新入学児童・生徒用品費の入学前の支給を可能にするための対応についてお伺いいたします。この就学援助は皆さんもご承知のとおり、児童・生徒の家庭が生活保護を受給するなど、経済的に困窮している場合、学用品や給食、また修学旅行などの一部を市町村が支給し、国がその2分の1を補助する制度であります。しかし、これまではこの新入学時に必要なランドセルの学用品の費用については、支給されるもののこの国の補助金交付要領では国庫補助の対象を小学校入学前を含まない。そして、児童また生徒の保護者としているために、その費用は入学後の支給になってしまうのであります。

私は議員になったばかりのときに、同じような出産費用の立てかえについても同様の質問をした覚えがあります。これは出産の部分でありますけれども、若い人は、その当時金がない人が多いわけでありまして。出産費用を借金して、そして病院に支払ってきています。そして、だけれども、退院後に助成金が支払われてくるわけでありましてけれども、やはりそういう手間は省けさせるといふこと。そして、直接自治体が病院に支払うようにしてはいかがなものかと、同じような全国から同意見が集まり、現行のように今は全くそういうお金を借りなくても安心して出産ができる、そういう体制に、制度になっております。

私はそれと同時に義務教育の小学校の入学、これは子供さんにとっても一番楽しみであります。来年の4月に入学する。今からお店ではランドセルがばつといっぱい並んでおります。おじいちゃん、おばあちゃんのいる方はまたそれが楽しみで、いろいろな色をお孫さんと一緒に行って買い物ができる人はいいのであります。いろいろ環境が重なり合って、早く買ってあげられない方もいるのであります。子供が悪いわけではないですね。親もまた子供にそういう思いをさせたくなくて、世間並という部分でつらい思いをさせたくないとしてお金の算段をして、そして何とかしている、そういう方も伺っております。

私はせめても入学前に支給できないかということでありまして。このランドセルも値段が上がっております。支給金額の倍額も私は求めたいと思っております。心あつき林市長にこの見解についてお伺いするものであります。

あわせて、当市における要保護児・生徒及び準養護児童・生徒の実態をお伺いするものであります。

最後に4点目の質問に移らせていただきます。当初、教育の、当市の教員の、先ほど同僚議

員からもありましたように、勤務時間の実態と軽減対策について今回私はお伺いさせていただくわけであります。文部科学省がこの4月28日に公表しました、公立小中学校教員の勤務実態調査を見ますと一番近い、速報値がこれは2016年だそうでありますけれども、1か月の時間外勤務が月80時間を超える教諭が、小学校で34%、中学校では58%もいるなどの過酷な勤務実態が明らかになりました。

部活動の大きな負担や、学校の教務員の明かりを私も見ていて感じるのですけれども、いつまでもついている。皆さんもみんな心配しているかと思えます。この当市の教員の勤務時間の実態は、どのようになっているのかお伺いするものであります。また、一般企業だけでなく、学校でも教員のこの過重労働に伴う働き方の改革が急務と考えます。先ほど教育長からもありました。「地域だ」というキーポイントをいただきました。まさに学校の視点でもお伺いするものであります。以上、大項目1点目、教育は未来への投資、拡充という観点で壇上からの1項目目、質問とさせていただきます。以上であります。

○議 長 中沢一博君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、中沢議員の質問に答えてまいりたいと思います。

1 「教育は未来への投資」拡充を

教育は未来への投資、この拡充ということであります。まず1点目の給付型の奨学金に向けたところで、条例改正についてということですが、前回も3月定例会も議員からお話をいただきました未来のこの投資という質問の中で、私は、私はですね、経済的な理由で高等教育が受けられない状況を改善し、不足している看護人材の確保を第一歩として、給付型奨学金に取り組みたいこと、また、若い女性の定住施策にもなることを申し上げたいと思います。

議員からは、学生が就職したのちに生涯の労働によって600万円以上の税金が見込めるといってお話をいただいたかと思えます。私ども市としても学生が新規学卒者として地元就職した場合で試算してみたところ、市民税で約600万円、県民税も合わせれば約1,000万円の税金が見込めるという結果になりました。まさに未来への投資としてこの給付型奨学金というこの取り組みについて改めて思いを強くしたということでもあります。

看護師の安定確保、これは今後も医療サービスを提供していくという上で大変重要な課題でありまして、この状況を好転させるための施策を早期に実施する必要があると本当に考えております。そのためには看護師の安定確保に目標を絞り込んだ制度設計が必要であると思っております。現時点では議員のおっしゃるこの条例改正ではなく、新たな奨学金制度を創設する方向で検討を進めているところであります。次年度の入学に間に合わせたいという思いで現在進めております。内容を詳細に検討した上で、今後議会の皆さんにもお諮りをしたいと考えておりますので、どうかよろしくお願いをしたいと思っております。

2つ目の地方に就職する学生の奨学金の返済を減らす制度創設。地方に就職する学生の奨学金返済額を減らす制度も、定住人口を増加させるために有効な取り組みだと考えています。既に新潟県がUターン促進奨学金返還支援制度としまして、日本学生支援機構、ここの奨学金や

県の奨学金などの貸与者を対象にしまして、年間 20 万円を 6 年間、最大 120 万円の支援が受けられる仕組みの創設を県はしています。ただし、交付要綱の中には奨学金の返還に市町村からの補助があった場合は、20 万円の中からその額を差し引くというふうにされていると、こういうふうになっておりますので、当面はこの県の事業を有効活用していきたいと考えてもいます。

県外で一定期間就業した後に、この県内に Uターン、就職した 30 歳未満の方が該当となっておりまして、本市への移住希望者に対して積極的に我々としては周知をしているということでもあります。また、この日本学生支援機構は、今年度から新たな所得連動型奨学金制度というのを導入しまして、就職後の所得、これに応じてこの方々の、所得に応じて何ていうのですか、月賦といいますか、それを額が決まってくる、そういう方式を開始したということでもあります。

多くの学生が利用する奨学金でありますので、これらの動向にも、こういう動向にも我々注意をしながら南魚沼市としてできることを今検討してまいりたいと思っています。繰り返しになりますけれども、経済的な理由により進学を諦めざるを得ない、こういう状況を打破する。そして、この地域に不足している、最も重要だと今考えております看護師を地元で安定確保する。そして、これは同時に若い女性の定住促進、これは引いては結婚とか、子供さんを産む問題とか、さまざまにつながっていく問題であります。これらに的を絞って給付型奨学金制度を優先して実施したいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

3 目のご質問のランドセルなど新入児童・生徒学用品費、この入学前の支給を可能にするための対応をとということでもあります。同時にまた要保護児童・生徒、準要保護児童の実態はどうかということでもあります。この新入学学用品費については、4 月認定者に限り小学 1 年生と中学 1 年生の保護者に対して、現在 7 月の給付時期に合わせて支給をしているという状況であります。平成 28 年度の要保護・準要保護児童数を申し上げますが、279 人。支給の対象者は 33 人。支給額は 1 人 2 万 470 円でありました。要保護・準要保護生徒数、先ほどは児童数、今度は生徒数ですが、これが 155 人、支給対象者は 40 人、支給額は 1 人 2 万 3,550 円でありました。県内で入学前に支給を行っている自治体を参考にしながら、今年度は本市でも小学 6 年生を対象に平成 30 年 3 月の支給時期に合わせて予定をしております。

県内 20 市あるわけですが、この中で本市を含めて 13 市が中学校入学前支給を行うこととしております。小学校入学前支給に関しては現在県内では 2 市のみが行う予定となっております。しかし、実施予定の 2 市でも支給についての詳細がまだ未確定というふうになっておりまして、課題として考えられる申請の時期、認定の方法、そして支給時期、条例等の改正などが上げられるかと思っております。南魚沼市でも今後実施できますように、ほかの市、この 2 市ははじめまた検討しているほかの市、これらと情報交換をしながら詳細な検討を行ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

4 番目のご質問の教員の勤務時間の実態、そして軽減策の検討、これにつきましては教育長のほうから答弁をしますので、よろしくお願ひしたいと思っております。以上でございます。

○議 長 教育長。

○教 育 長 1 「教育は未来への投資」拡充を

それでは、当市の教員の勤務時間の実態と軽減策検討についてお答えします。まず、勤務実態をご説明します。現在全ての学校で全教職員が出勤時間と退勤時間を記録し、勤務時間の適性管理に努めております。今回、小中各1校の5月勤務実態を抽出して調査しました。まず、その結果をご説明します。小学校では19時退勤、34%、20時退勤まで広げると54%、さらに21時まで広げると76%でした。中学校においては19時退勤、18%、20時退勤、50%、21時退勤、86%でした。21時以降も学校で仕事をしている教員が、一定程度いることがわかりました。

さらに土曜・日曜も部活動の指導や授業の準備などのために、かなりの教員が出勤しているのが現状です。県教育委員会は各校に19時退勤の実現を求めています。当市の学校現場でもその実現が厳しい状況にあります。6月より県教育委員会の調査に伴い、週38時間45分の労働時間を超えて在籍している時間が、1か月60時間を超えている教職員の人数の報告を受け、各校の勤務実態の把握に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に軽減策をご説明します。文科省では平成28年6月に学校現場における業務の適正化に向けた通知、県の新潟県教育委員会では、平成28年11月に第3次多忙化解消アクションプランについての通知が出され、勤務時間管理と業務の見直し、部活動の適正な運営を、国も県も求めています。

それでは、当市における対応を説明します。平成27年9月に教職員の退勤時刻、午後7時に向けた各学校の取り組みの推進についての通知を各校に出し、全職員が「帰るどセブン」を合い言葉に午後7時に退勤する日を週に最低1回、順次回数を増やしていくよう求めました。

また、平成28年2月には県内各市町村に先立ち、南魚沼市の教育委員会がリーダーシップをとって、南魚沼市多忙化解消検討会議を立ち上げ、学校のさまざまな職種の代表を委員として多忙化の原因を探り、解決策の検討をしてまいりました。平成28年4月以降、その検討結果を南魚沼市多忙化解消の取り組みとして全教職員に配付し、各校で改善策を創意工夫するよう求めました。ここでは全教職員が多忙化解消のための計画、立案と実践、評価を共通理解し取り組むこと。2点目は職員がチームを組み、全体で業務を補完し合って、特定の人間に業務が集中しないようにすること。3点目として、やりがいや成就感を持てるような職場づくりに努めることなど、やはり学校運営のキーマンであります、校長のリーダーシップのもとで、現在進めておるところであります。なお、今年度の第1回南魚沼市多忙化解消検討会議を7月3日に開催する予定であります。

次に人的配置による取り組みをご説明します。1点目です。特別支援教育充実のために介助員・特別支援助手を市費で採用し、今年度平成29年度は、60名を配置しております。これはマンパワーの充実の面から大変効果的で、学校職員の多忙化解消に大きく寄与していると考えております。

2点目です。教育相談の充実のため、昨年度スクールソーシャルワーカーを配置し、今年度引き続き教育相談担当指導主事を配置しました。現場の相談機能が充実し、学校の多忙化が払拭されることを期待しております。

3点目です。中学校の部活動指導は教員にとってやりがいのあることと同時に、負担にもな

っているのが現実でございます。中学校の部活動は教育的な価値の高い活動でありますので、教育的な配慮のできる優れた外部指導員の発掘に努め、教員の負担軽減も実現したいと考えております。また、ただでさえではなく、スピーディに段取りよく部活動を実施することにより、時間節減をするよう校長会で頻繁にお願いをしているところであります。

4つ目です。公務支援ソフトの導入と活用で事務の効率化を図り、学校事務共同実施の推進により事務機能の強化を図っております。学校現場は多くの課題を抱え、多忙化の現実は非常に厳しいものがあります。根本的な多忙化解消はなかなか実現できていませんが、今後も各学校の実態把握に努め、効果的な支援を検討し、実行してまいりたいと考えております。以上で答弁を終わります。

○議長 長 8番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 「教育は未来への投資」拡充を

まさに、本当に丁寧な答弁をいただきましてありがとうございました。では、再質問をさせていただきます。1点目の給付型奨学金これにつきましては、私は心配しておりましたけれども、市長から次年度に間に合うよう、新しい条例をつくっていくと。これを聞きまして安心しました。やはり今これから申請をするわけでありまして、4月からなりまして5月から申し込みが開始になるかと思えます。そのときに申請してもこの条例ができていなければ、通らないわけですよね。そういうことで今、私はすごく心配していたもので、この質問をさせていただいたわけでありまして。

その部分をしましたので、正直言って3月では厳しいのですよね、早めにしないと。3月で間に合えばあれですけども、結局、先行投資をしていけばいいですけども、5月から始まるわけですので、そういう部分を考えたときに、やはり少しでも早くすばらしい条例を1つ策定して、本当に該当する方が、安心して次の段階に行かれるようにひとつ見守っていただきたいというふうに思っております。

2番目の部分でさせていただきます。市長の答弁をお聞きしますと、県のこの20万円を見守りたいということでもありますので、わかりました。私もちょっと20万円の部分はちょっと勉強しておりませんでした。この日本型奨学金という部分に関しまして、今、そういう形でやっているというのはしましたけれども、これは今国が2分の1、特別交付金としてするというふうにも聞いていますので、私は何とか手を挙げて、したらどうかということを訴えたかったです。けれども、県でしているということでもありますので、もうそれを見守った中である面では拡充して行って、この「南魚沼市」という、市長がいつも言っているこの南魚沼市に呼び戻したいということを考えた場合、この拡充ということにつきまして今現在は考えていないかもしれないけれども、やはりこれは私は大事かと思えます。

私は地元の企業でも、金融機関でも基金という、これは高校生でありますけれども、そういうことも始めました。やはり私は官と民が一体となって、やはりこの未来に子供たちを呼び戻そうとして基金を創設するというそのくらいのことを、私は南魚沼市として起こさなければいけない、発信しなければいけないと思って質問しているわけでもありますけれども、この点、市

長ちよつとご見解をお聞かせいただきたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 1 「教育は未来への投資」拡充を

例えば、大変びっくりしたことでありましたけれども、地域金融の塩沢信組さんが夢基金というものをつくって、まさに行政よりも先を行く形で、そういうことに取り組んでおられることとか、例えば若者の家をつくりたいというローンの中で、いろいろな形で、また施策展開をしてくださっている点とか、非常にいい芽が出てきていると思います。我々行政もこれまでの形だけでなく、そういったものに上乘せをしていくとか、そういうことはもう本当にフランクに、柔軟にやっていくということも考えていくようなこともしなければならぬのかなという思いはいつもしているわけであります。この今ご質問のこの部分につきましては、担当の部、課のほうから、答えさせますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○議 長 企画政策課長。

○企画政策課長 1 「教育は未来への投資」拡充を

議員のおっしゃったこの20万円の新潟県が行っている事業につきましては、地方創生の奨学金支援制度という枠組みの中で行われているものでございまして、先ほど特別交付税2分の1というお話が議員のほうからもございましたけれども、その中で行われているものでございませぬ。平成28年度につきましては、11の県、都道府県が取り組んでおりまして、市町村で取り組んでいるところはない状況でございます。平成29年度からは秋田県が含まれて12都道府県で取り組んでいるということでございます。

今の制度の中では都道府県につきましても、看護師とか医薬のところ限定した中での取り組みが多いのですが、新潟県におきましては県内就職者ということで職種を限っておりませぬので、非常にこれを有効活用できるものであるというふうに認識をしております。まだ平成28年の決算が出ておらないので金額等はわからないのですが、昨年度の申し込み者、該当者は11人だったというふうに聞いておりまして、これが3月に行われた県の人口問題対策会議の中で取り上げられておりますが、この制度をもっと私ども市町村も周知をしながら、定住促進、移住促進につなげていきたいと考えております。以上です。

○議 長 8番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 「教育は未来への投資」拡充を

本当に前向きな姿勢をお伺いいたしました。ありがとうございます。私は今、例えば、官と民という形、一致しましたけれども、今、民間、例えば総合、今入札しても、大体同じような金額ですね。私どもはできるだけ、今、地元に出すという形で、全てそういう取り組みをやっております。そして、入札したときは、大体データが同じですから、そんなに入札の金額は極端には違わないと思います。でかい場合は違ってしまうとしまして、一般的な部分が。そうしたときに、私はやはりそこに目をつけたいのです。目をつけたいという言い方が恐縮ですが、総合入札制度のような、そうやってこういうところに本当に積極的に参加しているところは、やはり地域貢献ではないけれども、そういう枠のような考え方ですね。そういうことも

今後は考えていかなければいけないのではないかというふうに私は感じるわけでありませう。

その点に関しまして市長、ちょっとその入札部分は別としまして、何とか一緒に産業というか、行政だけではなくして、民も一緒になって。今、私たちの地域は、まさに雇用は多いのですね。だけれども、来てくれないのです。では、どうしようかということですね。少しでも私たちから発信しなければいけない。そういう部分を考えてときに、市長、どうでしょうか。もう一度お聞かせいただきたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 1 「教育は未来への投資」拡充を

先ほど申し上げたとおり、今この立場になりまして、大変多くの民間の事業者の皆さん、例えば先ほど言った地域金融の代表者の人たちもそうですけれども、さまざまなやはりアイデアを持っている方、こちらもそういうふうに思っている、いろいろなことが引き出せますし、また与えてもくれます。これらをやりながら、今まさに歩きながら考えているということで、非常にこれまでの型にとらわれないさまざまな取り組み。これは横の市が何をやっているからとかそういうことだけではない、財源も伴ったりいろいろなことがありますけれども、そういう姿勢を持ちながら進めていきたいと思っておりますので、気持ちをお汲み取りいただきたいと思ひます。

○議 長 8番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 「教育は未来への投資」拡充を

考えることは同じだということに感じましたので、次に移らせていただきます。その中で私は奨学金の基金を見たときに、今年度はいい、来年度からなのですけれども、今奨学金の基金が1億9,890万円、私どもはあります。平成28年度残。平成29年度残も同じ金額になっています。要するに実質はゼロであります。はっきり言って。そういうことを考えたときに、私は今後これからこういう部分でいっぱい出てくると思ひます。この基金に関しましてこの予算で大丈夫なのかどうかということがちょっと気になるのですけれども、その点はどのように認識を現場がされていますでしょうか。お聞かせいただきたいと思ひます。

○議 長 市長。

○市 長 1 「教育は未来への投資」拡充を

現場の認識をまず答えさせますので、よろしくお願ひします。担当の部、課から答えさせます。

○教 育 長 1 「教育は未来への投資」拡充を

学校教育課でやっております奨学金については、返還してもらってそれを基金に積んで次の人にお貸しするというものであります。まさにゼロベースであります。引き続き、この奨学金制度については、今後この給付型がどうなるかを含め、状況を見ながら現状の奨学金制度については引き続き進めてまいりたいというふうに思ひしております。

○議 長 8番7・中沢一博君。

○中沢一博君 1 「教育は未来への投資」拡充を

ぜひ、多くの方が本当に自分の思いができるように、志ができるような応援をしたいと思っております。

そこで、市長からも本当に貧困の対策という部分で、子供たちに投資をするということは成長戦略になるという数字を述べさせていただきました。市民税で 600 万円ですか。県民税を入れると 1,000 万円という、この数字というのはやはりすごいですよね。本当に若者をやはりこの地域に呼び起こさなければいけないということを、実感させていただいた次第であります。

その中で私は 3 点目に移らせていただきます。奨学金のランドセルの部分。今、市長からもあったように、7月に給付を今現在ではしているけれども、来年度というかこの——ちょっと私が聞き取れなかったのですけれども、3月に支給するとありましたが、それは今年度の3月ですか、来年度の3月なのですか。正直言ってですね……（「今年度の」と叫ぶ者あり）今年度の3月ね、はい了解いたしました。大変私がちょっと聞き手の粗相で大変失礼いたしました。それであれば、本当に安心しました。安心というか……（何事か叫ぶ者あり）

はい、小学6年生、そうですね。はい、わかりました。またぜひ、小学校に関しましても、私はやはり考えてもらいたいのです。やはり今ね、じじい、ばばあ、そんなこと言ったらならないけれども、じじ、ばばの人はランドセルを買ってやるのが張り合いなのです。だけれども今は核家族になっていて、買われない状況なのですよ。絶対それはなくしてはいけないと私は思っている。そういう小さい子供たちに、今、話題は何色にした、何色にしたとそういう話ばかりですよ。そのときに、買われないなんて本当に子供心に、本当に嫌な思いをさせるというようなことはまずいと思うのです。なぜ私がこんなこと言うかということ、私どもはランドセルなどそんなに気にしませんでした。私 のとき、市長などは年代がちょっと違うもわからない。教育長は多分年代が同じだからわかると思うのですけれども、なぜこんなこと言うかということ、私の時代は、肝油というのがあったのですよ。肝油。わかりますか、栄養、皆さんよくわかっていると思います……（何事か叫ぶ者あり）

そうなのです。あのね、栄養源が足りないということで、学校の全員が肝油をするのではないです。お金のある人しか肝油は買えなかったのです。それも1円だったです、1個。それすら買えなかったのですよ。私は幼心にね、こんなことは教育現場にあってはいけないと思ったのです、小学校のときに。これは絶対まずいと。幼心に思ったのですよ。そういう思いはさせてはいけないと、大人の責任ですよ。

私はね、こんなことは知らないけれども、子供というのはそういうものがあるのです。私、今の歳になってまだ根に思っていますから、はっきり言って。やはり教育というのは、そういう細かいことに力というか目を配っていかなければいけないと思うのですけれども、もう一度市長、この小学校に関してどうでしょうかね。私は7月ではなくて、やはり、せめても小学校入学するときに、やはりランドセルを背負って行かせてあげませんか、どうですか市長。あつき思い、子供への思いを持っている市長ですから。お願いします。

○議 長 市長。

○市 長 1 「教育は未来への投資」拡充を

私は極めてあついと思われるかもしれませんが、極めて冷静に今、頑張っってやっっていこうと思っっていますので、よろしくお願ひします。あの肝油をいただいた世代ですが、1円だったかどうか、私は多分食べさせてもらっっていたというかあれなのですけれども。

まさに後で支給するのでは、私はそこが政治だと思っっていますし、できれば気持ちも含めて届けるようになれば、やはりこの小学校に上がる時にも、2市はチャレンジするということでありまして、ほかはまだちょっと検討中、我々も検討中ということではありますが、なるべくきちんとしてこういうものやっって差し上げたいというふうにお願ひしておりますので、ご理解いただきたいと思っと思います。いろいろあると思っと思います。本当に子供たち、それが豊かになったこの国に生きる子供たちの享受といひますか、皆が等しくできることはやっっていこうということだと思っと思いますので、できれば取り組みたいと思っっておりますので、よろしくお願ひしたいと思っと思います。

○議 長 8番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 「教育は未来への投資」拡充を

冷静な市長に大変失礼いたしました。本当にやはりこういう思いというのは、大人の思いというのはやはり私は伝えなければいけないと思っと思います。ぜひ、実現に向けて、教育長、担当部署、ひとつ頑張っっていただきたいと思っと思います。よろしくお願ひします。絶対そんな思いさせてはいけない。私はそう思っしますのでよろしくお願ひしたいと思っと思います。

4点目に移らせていただきます。当市の教員の先生方の勤務実態を見させていただいて、私が思っったよりも大変だなどという実感をしました。私は中学生はある面ではね、部活動とかそういうのがあってかなりだなどと思っましたけれども、小学生の先生方がこんなに21時以降76%いるなどという、中学生は86%。いや、この数字を見てびっくりしましたよ。ましてや今、週1回、帰るどセブンですか、帰るどセブン。週に1回7時というのは、ということはあとは毎日遅いということですよ。その7時でさえ早めにしようということですよ。本当に大変な実態を知らせていただきまして、教育長がおっしゃったように地域で何ができるかということですよ。やはりここでみんなして、やはり私たち未来の宝を守っっていかなければいけないと思っと思います。地域の宝でありますので、その点をこれからしていかねばいけないと思っっています。

本当に我が市はどこよりも早くiPadも然り、また、全教員にパソコンを配付いたしました。そのときに執行部から私たちに説明いただいたのは、少しでも時間を軽減したい。そして、子供さんと向き合う時間を少しでもいっばいしたい。そういうことでパソコンを全教員に配付いたしましたですよ。そうしている割には、すごく時間がやはり多いということですよ。ここを本当に私は、と感じます。

それで、私は今こんなこと言っって細かい部分で恐縮でありますけれども、今この特に中学生の部活動に関しまして、私も昔議員になる前に6年間、中学校の部活指導員という形でやっっておりました。そのときは正式な部活指導員というそんな制度はあまりなかったですよ。やる時は本当に先生方と、理解をいただくときは大変でありました。だけれども、少しでもお役に立ちたいと、そんな思いで私はしたわけですよけれども、そこで私が感じるのは、この部活の指導員というのが、ぴしっとやはり公式に認定されるということが、私は大事だと思っっています。

そうしないと、今、部活の大会があっても、私たち部外者の人たちは連れて行くことができないのですよね。必ず先生がいなければいけない。やはり、これからどんどん大会が近づいてくると、やはり熱が上がってきますから。どんどん時間はいっぱいになってきます。休めないという、保護者からもいろいろあります。そういう中で、やはり地域の思いというか、地域の見守るという部分も、先生方のことも考えなければいけないわけでありますので、ぜひ、私は今後このPTAとじっくり話して、また地域とのいろいろの部分と話して、そしてこの部分、ぜひ休養日というか部活の休みの日なども、今、多分テストのときの1週間前しかそういうのを明確に決めていないと思いますけれども、やはり1週間に休むくらいなそういう明確な指針を出す等しながら、具体策を出していかないとなかなか先ほど教育長から何点か出していただきましたけれども、それに感じるときに、感じますけれども、その思いというものをまた市長からぜひ見守るという思いで、ぜひ、私は全この保護者に対しても、市民に対してもみんなして応援という部分の、ぜひ市長からそのお言葉をいただければと思っております。

○議 長 市長。

○市 長 1 「教育は未来への投資」 拡充を

教育長のほうに答弁してもらう前に、私のほうからちょっと思いを語りたくてと思いますが。地域ということ为先ほど教育長は話をされましたが、私は広い意味でこの先生方の、特にPTAを通したり、さまざまな学校の評議員をやらせていただいたりする中で先生の生の声を聞いてくる中で、先生なかなか文句を言いませんでしたけれども、一番は保護者向けの手紙、便り。こういったものをあれだけまいていて——私はこの間までもらう側だったですね。もらう側だった人間として、保護者として、これほどのことが必要あるかというふうに思っていました。そういうことで軽減されることはたくさんあるのだと思います。先生方のほうにも書いて出せば、ちゃんと見なかったのはあなたのせいですよ、ということもあるのかもしれないです。まあ、これはちょっと言い過ぎかもしれませんが。

我々保護者側に立つ皆さんも、やはりそこまでを求めない。もっとそれよりも子供と向き合う時間をつくってほしいということ。やはりこういったことも広義の意味の地域の理解と。そういうことも含めてやっていかないとこの問題は解決しないと思います。

特に私が1点だけあれなのですけれども、春のころに教育長にぜひこれを頼みますという話をしたのは、まさに時を同じくして、今、多分あれは文科省になるのか、この部活動の指導員制度の問題が出てまいりました。やはり考えていることは同じだったなと思います。大変これが負担になっているという事実があります。これについては今、体育協会の皆さんにも話をさせていただく中で、地域全体を挙げて、先生方のこの部活動——これ部活動はやはりいいことでありますので、火を消したくない、当然しばめなくないわけですが、それには先生方に頼り切るという今のやり方はちょっと難しいという中で、全体でやっていきたい。

この中には、先般もちょっと話をさせていただきましたが、日体大の皆さんからのやはりさまざまな学術的見地に立ったセオリーをきちんとまた指導者の皆さん、これは学校の先生だけではなくて、部活の指導員の皆さんも含めてそういうことも含めてやっていく。もっと合理的な

練習をして時間を短縮するとかですね、毎日毎日練習するだけがいいことではないという認識を持っていただくとか、そういうようなことも含めてお手伝いできればなという思いがしています。あとは教育長のほうから答弁があると思いますので、よろしくお願いします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 1 「教育は未来への投資」拡充を

市長が話されましたように、この部活動については市長と頻繁に協議をしております。今市長の言ったとおりであります。若干補足しますと、国が動き出したという話は市長がしました。新潟県も動き出しております。そして、具体的に見附市が大きな動きをしておりますもので、この動きに学びたいというふうに思っています。

そして先ほど市長が言ったように、体育協会と今詳細の打ち合わせに入っておりますので、ただ、私が先ほど答弁させていただいたように、体育協会に入っていれば全員がいいというわけではなく、やはり指導力のある、子供たちに精神的に力をつけられる人を選ぶ体制でまいりたいというふうに思っております。このことについては一生懸命、緊急に対応してまいりたいというふうに思っております。

○議 長 8番・中沢一博君。

○中沢一博君 2 多胎妊婦の健診助成について

期待して次の項目に移らせていただきます。2項目目、担当の皆さん、大変遅くなりまして済みませんでございました。2項目目の質問であります。この多胎妊婦の健診助成についてお伺いいたします。当市においては妊婦健診は、市単費を助成した中でも、先ほど市長が言ったように14回無料健診を実施しております。その中で双子や三つ子などの多胎妊婦の場合、出産リスクが比較的高くなるとされ、それに伴い受診回数も多くなる傾向にあります。誰もが安心して出産、子供ができるよう、さらなる支援策の拡充を求めるわけであります。

と同時にちょっとここには通告文の中ありませんでしたけれども、私は担当部局のほうには書類で提出させていただきましたので、あえてここで言わせていただきます。あわせて、産後ケアの健診助成ですね。これは前にもケアということは3月議会のときも伺わせていただきましたけれども、意外と多い、この産後の部分の心配の部分。妊産婦の約1割が、育児への不安や重圧によって眠られなかったり、意欲の低下があったりして本当に産後のうつ病になっているという、そういう実態を見たときに、かつては私たちの時代は親と一緒にして、親が何とか私たちのかわりに肩がわりしてくれたりしていましたが、今は核家族になってきました。

なかなかそういう部分ではみられなくて、葛藤しているという事実も本当に私は多く知っております。そうした中で、また晩婚化も重なって、出産の年齢が高くなってきているという部分もあわせて、私はこの産後のこの、前まではあるけれども、終わった後の、健診体制というものをもう少しやはり拡充してみる必要があるのではないかと、しなければいけないのではないかと、というふうに考えるわけですが、市長の見解をお伺いするものであります。

○議 長 総時間の残り10分を切っておりますので、まとめをお願いします。答弁も簡潔にお願いいたします。

市長。

○市長 2 多胎妊婦の健診助成について

それでは、中沢議員のこの多胎妊婦の健診助成の拡充という問題です。多胎妊娠の場合も妊婦健診の助成回数は同じく 14 回となっています。しかし、この多胎妊娠に限らず全ての妊産婦に対して、妊娠経過中に胎児の発育や母体の健康上の問題などで健診が必要になった場合には、妊産婦医療費助成により医療機関、これは例えば歯科、医科、それから調剤にかかった際の保険適用分医療費の自己負担額を全額助成をしているところであります。今後も安心して出産または子育てができるように支援策の継続に努めていきたいと思っております。

産後ケアの問題であります。この健診助成についてということですが、産後のさまざまな変化によってやはり精神的に不安定になったり落ち込んだりするという状態、「産後うつ」という言葉がありますが、この短期間で自然に改善するものから、なかなか症状が長引いてしまって強い不安や気持ちの落ち込みによって、日常生活や育児が困難となって医療を必要とするものまで状態はさまざまだということであります。母親の健康問題として重要な事項だと考えております。

南魚沼市としては、出産後、医療機関での 1 か月健診までの間に助産婦による産婦、新生児の訪問を実施しています。訪問の際には、今、リーフレットを作成して、「産後のママのメンタルヘルス」この副題は「産後うつの予防に」という形でこれを持って行ってございまして、産前産後の変化による母親の心や、また身体への影響についてお知らせをしています。

場合によっては、質問票に沿って、産後うつの症状についてやはり伺っていただいております。産後の再度の助産婦の訪問とか、保健師と同行するそういう訪問とか、症状によっては医療機関を受診できるように勧めるなどしているということが、今、市の取り組みであります。気分の落ち込みを感じるのは、出産直後よりも産後 1 か月を過ぎ、3 か月になるまでのところに非常に多いという調査結果が出てございまして、保健師による 2 か月児訪問も早期発見につながる業務だと我々は捉えてございまして、やらせていただいております。核家族化が進む中、先ほど議員がおっしゃったとおり、今後も地域のニーズを把握して、早期に相談対応できるように努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長 8 番・中沢一博君。

○中沢一博君 2 多胎妊婦の健診助成について

市長から、ちょっと私が認識が間違っていたかもしれないけれども、全健診を受診するという。私は医療に関しては大丈夫かと思っていたのですけれども、それ以外にも健診を例えばしてくれるということですね。そこをちょっと私は後でちょっと確認したいと思うのですけれども。

例えば今、双子さん、私、調べさせてもらいました。全体では大体 1.9%、そんなに多くないのですね。平成 25 年から我が市では 8 組であります。三つ子は 1 組ありました。やはり、ほんの、多いわけではないかもしれないけれども、そういうところに手を差し伸べてあげるといふことは、私は大事だと思うのです。やはり目の前の 1 人の人に本当に何ができるか。

この未来の宝、地域の宝、まさに王女様といい、王子様といわれてなるといわれるこの人た

ちに、そういう体制、助成を、健診助成をびしっとして、また、今言ったように、今一生懸命我が市は終わった後に訪問をしている、これは一番だと思えます。ですけれども、そうではなくて、それとあわせて、健診体制もやはり拡充、せめても2回くらいまた増やして、拡充してあげるといふ体制もやはりとっていく。そういう本当に地域を挙げて、行政を挙げて子供たちを見守る、そういう体制を私は強く求めたいと思えますが、最後市長、それに関してお聞かせいただきたいと思えます。

○議 長 市長。

○市 長 まさに地域の宝物でありますので、よりよい充実したことに向かって進んでいきたいと思っておりますが、現状とそれから現状課題、また対策につきましては担当部課のほうから答えさせますので、よろしくをお願いします。

○議 長 簡潔にお願いいたします。

福祉保健部長。

○福祉保健部長 2 多胎妊婦の健診助成について

今ほど市長のほうから説明がありましたが、多胎妊婦の健診助成のほうに関しては、14回というのが基本です。その中で医療が必要になる部分が出てきた場合には、受診という形で診ていただけますので、その部分は医療費助成のほうの対象になっております。

また、産後のケアの関係でございますけれども、市長から説明ありましたとおり、助産師による訪問、この制度は市独自の制度として行っております。また、産後2か月の保健師による制度、それに合わせて、それは家庭への訪問になりますし、乳児の健診が4か月、それと10か月とあります。そういった中で乳児、そしてお母さん、そういった2人の関係はその健診の中で見ることができるので、それによって早めの対応ができるものと思っておりますし、市独自としましては歯科検診というのが他市に比べまして非常に頻繁にあります。1歳から6か月単位で歯科検診を行っております。これが法律で決められました1歳6か月と3歳児健診の間に、6か月単位で入ってきますので、その母子の健康状態というものを把握することが、非常によくできる制度になっているかと思っておりますので、そういった面で産後ケアのほうにも努めているところでございます。以上です。

○議 長 8番・中沢一博君。

○中沢一博君 2 多胎妊婦の健診助成について

当市においては今言ったように、本当に拡充もしてきていただいております。今年度、妊婦による、歯科による健診も追加になりました。私は本当にすごいことだと、いいことだと思います。ぜひ、そういう一つ一つ細かいことかもしれないけれども、そういう拡充を、ぜひ私たちのほうから発信し、本当に多くの若い人たちが安心して産める社会を一緒になってつくっていきたく思っております。以上で終わります。

○議 長 お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思えますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

○議 長 本日はこれで延会いたします。

次の本会議は明日 6 月 14 日、午前 9 時 30 分、当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

[午後 3 時 59 分]